

令和4年度

大学院履修要項

博士課程（薬学専攻）

北海道医療大学大学院薬学研究科

-目次-

I. 北海道医療大学大学院薬学研究科の概要	
○ 教育理念・教育目的・教育目標	2
○ 薬学研究科の概要	3
○ 修業年限・定員	4
○ 研究分野	4
○ 担当教員	4
II. 履修要項	
○ 令和4年度 教務日程	6
○ 令和4年度 授業科目・担当者一覧	8
○ 令和4年度 講義時間割	9
○ 学位取得までのプロセス	10
○ 修了要件および履修方法	11
○ 履修登録	12
○ 中間発表(報告)会	12
○ 研究発表会	13
○ 学力の確認(口頭試問・学力試験)	13
○ 学位論文申請手続き	14
○ 学位論文執筆指針	15
○ 学位論文作成要領	17
○ 博士学位論文の審査基準・評価方法	25
○ 早期修了要件	26
○ 博士学位論文の取扱い(学位認定後)	27
○ 研究倫理の遵守	28
○ 授業評価アンケートの実施	28
○ 長期履修制度	29
○ リサーチ・アシスタント(RA)	29
○ 留学時の在学期間及び単位認定の取扱い	30
III. 博士学位論文の取り扱いについて(学術リポジトリ)	
○ 博士学位論文公表の考え方と学位規則改正の概要	33
○ 博士の学位授与後のフロー	34
○ 「やむを得ない事由」について	35
○ 北海道医療大学学術リポジトリへの登録	38
○ Q&A	40
IV. 諸規程	
○ 北海道医療大学大学院学則	44
○ 学位規程	54
○ 大学院薬学研究科学位規程施行細則	57
○ 北海道医療大学長期履修規程	60
V. 各種様式	
○ 履修届	62
○ 履修変更届	63
○ 中間発表会申込書	64
○ 研究発表会申込書(様式9)	65
○ 学位論文審査願(様式1)	67
○ 論文目録(様式6)	68
○ 報文の共著者承諾書(様式8)	69
○ 履歴書(様式7)	70

I . 北海道医療大学大学院薬学研究科の概要

○ 北海道医療大学大学院の教育理念・教育目標

[北海道医療大学大学院の教育理念]

建学の理念を基本として、大学院の教育理念を以下のように定める。

生命の尊重と個人の尊厳を基本として、保健と医療と福祉の連携・統合を図る教育を推進し、人間性豊かな高度専門職業人の養成ならびに独創的な研究活動を通して、社会の発展と人類の幸福に寄与することを北海道医療大学大学院の教育理念とする。

[北海道医療大学大学院の教育目的]

北海道医療大学の教育理念に沿って、高度な専門知識・技術の修得に加え、保健・医療・福祉分野の横断的な知識および豊かな人間性を有した高度専門職業人の養成と最先端の研究活動を通じて、社会の発展、人類の幸福に寄与できる教育・研究者の養成を本大学院の教育目的とする。

[北海道医療大学大学院の教育目標]

北海道医療大学の教育理念・教育目的に基づいて、以下の教育目標を定める。

1. 豊かな学識と人格の養成
2. 高度な専門知識および学術の修得
3. 独創的な研究および研究能力の開発
4. 社会の要請に的確に対応できる教育・研究の推進

○ 大学院薬学研究科の教育理念・教育目標

[大学院薬学研究科の教育理念]

《薬学専攻博士課程》

本大学院の教育理念を基本として、生命の尊重と個人の尊厳の保持を旨とし、保健と医療と福祉の連携・統合を図る教育・研究を推進し、社会の要請に対応した研究や独創的な研究活動を通して、社会の発展と人類の幸福に寄与することを薬学研究科薬学専攻（博士課程）の教育理念とする。

[大学院薬学研究科の教育目的]

《薬学専攻博士課程》

薬学研究科薬学専攻（博士課程）の教育理念に沿って、保健と医療と福祉の連携・統合を図る教育・研究を推進し、研究活動を通して、人間性豊かで確かな倫理観を有する薬学研究者や教育指導者の養成を本専攻の教育目的とする。

[大学院薬学研究科の教育目標]

《薬学専攻博士課程》

薬学研究科薬学専攻（博士課程）の教育理念・教育目的に基づいて、以下の教育目標を定める。

1. 豊かな学識と人格の養成
2. 独創的な研究および研究能力の養成
3. 社会の要請に的確に対応できる教育・研究能力の修得

○ 大学院薬学研究科の三方針

[大学院薬学研究科 学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)]

《薬学専攻博士課程》

以下の要件を満たし、深い学識と高い研究能力を修得したと認められる、あるいは高度な薬学専門性を必要とする職業において指導的役割を担うための高い学識と能力を修得したと認められる者に対して、「博士(薬学)」の学位を授与する。

1. 薬学研究科薬学専攻(博士課程)に原則4年以上在学し、本研究科が定める履修上の要件を満たしている。
2. 研究指導を受け、学位論文を提出し、本研究科が行う論文審査および最終試験に合格している。

[大学院薬学研究科 教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)]

《薬学専攻博士課程》

薬学研究科薬学専攻(博士課程)の学位授与の方針に基づき、以下の方針のもとで教育課程を編成・実施する。

1. 志望研究分野に属して医療薬学に関連する先端的研究に取り組みながら、研究計画能力と研究実践能力を身につけさせる。
2. 学会発表ならびに論文発表を通して研究競争力と問題処理能力を身につけさせる。
3. 幅広い視野から基盤薬学ならびに応用薬学を学ぶことができるように配された授業科目の履修を通して、所属研究分野の知識のみに偏ることなく分野横断的に医療薬学に拘わる高度専門知識を修得させる。これにより専門職能を発展する基礎となる豊かな学識を身につけさせる。
4. 特論・演習科目の評価はプレゼンテーション・討論の参加状況やレポート等を用いて実施する。博士論文作成に当たり、指導担当教員による形成的評価を継続的に行い、3年次の「中間報告会」、最終年次における研究発表会、口頭試問、学力検査および博士論文審査基準に基づいて総合的に評価を行う。

[大学院薬学研究科 入学者受入れの方針(アドミッション・ポリシー)]

《薬学専攻博士課程》

薬学研究科薬学専攻(博士課程)では、日進月歩の近代医療の中で、人々や他の医療従事者の多様なニーズに応えるために薬剤師として更なる高度専門知識を修得することを目指す学生、さらに医療薬学に関連する学問領域での最先端の研究に従事して自己研鑽を積み、地域医療の中核を担おうとする意欲を持つ学生を求めます。

○ 大学院薬学研究科の概要

本研究科では「保健、医療、福祉」を総合的に理解した上で、薬と人間との相互関係を把握でき、さらには、患者や他の医療職より信頼される「薬のプロフェッショナル」の養成を目的としている。

6年制薬学部を基礎とする新しい薬学専攻博士課程では、従来の3学系8分野を2学系に統合し、薬学を基盤として医療薬学の最先端の研究を通して、先端医療の推進に必要な高度な専門知識と研究能力、広い視野に立って総合的観点から研究・開発に取り組み、医療現場において指導的役割を担う人材養成を図るための教育課程を編成した。

本学の大学院教育では、こうした時代に対応すべく、2008年4月より、研究者又は教育者を養成する「研究コース」と、研究マインドを持った専門医を養成する「認定医・専門医養成コース」を創設し、学部教育に続き高度な教育と研究を推進し、保健・医療・福祉の連携・統合を担う実践的な人材の養成を含めた大学院を目指し、新しいカリキュラムにより教育を行っている。

○ 修業年限・学生定員

課程	専攻	修業年限	定員	
			収容定員	入学定員
薬学研究科 博士課程	薬学専攻	4年	12名	3名

○ 研究分野・学系

博士課程・薬学専攻
【 2学系 】
・ 基盤薬学系
・ 臨床薬学系

○ 担当教員

■ 薬学専攻 博士課程 担当教員

専攻	学系	教授	准教授	講師
薬学専攻	基盤薬学系	小林 健一		平山裕一郎
		西 剛秀	山田 康司	坪郷 哲
			高上馬希重	金 尚永
			堀田 清	
		村井 毅	佐藤 浩輔	佐々木隆浩
		吉村 昭毅		
			北浦 廣剛	
		浜上 尚也	小林 大祐	
		小島 弘幸	寺崎 将	
	青木 隆		土田 史郎	
	中川 宏治			
	岡崎 克則	大澤 宣明		
	臨床薬学系	柳川 芳毅		水野 夏実
		木村 真一		
		泉 剛	大橋 敦子	鹿内 浩樹
		飯塚 健治	町田 拓自	
			小田 雅子	
		柴山 良彦	中川 勉	久保 儀忠
小林 道也		伊藤 邦彦		
平野 剛	吉田 栄一	中山 章 櫻田 涉 早坂 敬明		
遠藤 泰				

Ⅱ. 履修要項

博士課程(薬学専攻)

令和4年度 大学院薬学研究科教務日程

●:3月授与分 ○:9月授与分

	日	月	火	水	木	金	土	行事内容	課程博士		論文博士		関連事項 (学部・全学)
4						1	2	大学院教務ガイダンス (4月入学者) 4月中旬~下旬	○学位申請ガイダンス 4月中旬~下旬	○予備審査願提出期限 3/31	○資格審査・審査願受理可否 /予備審査委員候補者選出 4/11	入学式 4/10 健康診断	
	3	4	5	6	7	8	9						
	10	11	12	13	14	15	16						
	17	18	19	20	21	22	23						
	24	25	26	27	28	29	30						
5	1	2	3	4	5	6	7	○資格確認/研究発表会実施要領 /座長選出 5/9 ○研究発表会要旨提出期限 5/13 ○研究発表会 5/23 ○口頭試問 5/30	○研究発表会実施要領 /座長選出 5/9 ○研究発表会要旨提出期限 5/13 ○研究発表会 5/23 ○口頭試問/英語試験 5/30	防災訓練(中止)			
	8	9	10	11	12	13	14						
	15	16	17	18	19	20	21						
	22	23	24	25	26	27	28						
	29	30	31										
6			1	2	3	4		○学位論文提出の可否 /審査委員(主査)候補者選出 6/6 (論文作成指導)	○予備審査結果報告 /学位申請受理の可否 /審査委員(主査)候補者選出 6/6 (論文作成指導)	6年総合薬学 研究発表会6/14~17 (※オンライン) 九十九祭 6/17~19 *振替休日6/20			
	5	6	7	8	9	10	11						
	12	13	14	15	16	17	18						
	19	20	21	22	23	24	25						
	26	27	28	29	30								
7						1	2	○学位論文提出期限 7/6 ○学位論文受理の可否 /審査委員候補者選出 7/11 (○学位論文審査/最終試験)	○学位論文提出期限 7/6 ○学位論文受理の可否 /審査委員候補者選出 7/11 (○学位論文審査/最終試験 /学力の確認)				
	3	4	5	6	7	8	9						
	10	11	12	13	14	15	16						
	17	18	19	20	21	22	23						
	24	25	26	27	28	29	30						
	31												
8		1	2	3	4	5	6	博士入試 (第1回)(10月入学) 夏期休業	・中間発表(報告)会 申込期日 8/1 ○学位論文審査報告書提出期限 8/24 ●学位申請ガイダンス 8月下旬 ○学位論文審査結果報告 /学位授与の可否 8/29	○学位論文審査報告書提出期限 8/24 ○学位論文審査結果報告 /学位授与の可否 8/29	CBT体験受験 8/26(予定)		
	7	8	9	10	11	12	13						
	14	15	16	17	18	19	20						
	21	22	23	24	25	26	27						
	28	29	30	31									
9					1	2	3	○学位記授与 9月中旬 ・中間発表(報告)会 9/20 ●予備審査願提出期限 9/30	○学位記授与 9月中旬	防災訓練(中止)			
	4	5	6	7	8	9	10						
	11	12	13	14	15	16	17						
	18	19	20	21	22	23	24						
	25	26	27	28	29	30							

は、祝祭日・振替休業日
は、夏期・年末年始 創立記念日(大学休業日)

	日 月 火 水 木 金 土							行事内容	課程博士		論文博士	関連事項 (学部・全学)
	課程博士		論文博士									
10							1	大学院教務ガイダンス (10月入学者) 10/上旬	●研究発表会申込書提出期限 10/28	●資格審査/審査願受理の可否 /予備審査委員候補者選出 10/12	●研究発表会申込書提出期限 10/28	総合型選抜(未定) ・創立記念日10/11 ・地区別父母懇談会
	2	3	4	5	6	7	8					
	9	10	11	12	13	14	15					
	16	17	18	19	20	21	22					
	23	24	25	26	27	28	29					
	30	31										
11			1	2	3	4	5	●研究発表会要旨提出期限 11/11	●研究発表会要旨提出期限 11/11	●研究発表会実施要領 /座長選出 11/14	●研究発表会実施要領 /座長選出 11/14	学校推薦型選抜 (未定)
	6	7	8	9	10	11	12					
	13	14	15	16	17	18	19					
	20	21	22	23	24	25	26					
	27	28	29	30								
12					1	2	3	●学位論文提出の可否 /審査委員(主査)候補者選出 12/5	●予備審査結果報告 /学位申請受理の可否 /審査委員(主査)候補者選出 12/5	●OSCE本試験 12/4(予定)	●薬学総合試験 12/19・20	●CBT本試験 12/21(予定)
	4	5	6	7	8	9	10					
	11	12	13	14	15	16	17					
	18	19	20	21	22	23	24					
	25	26	27	28	29	30	31					
1	1	2	3	4	5	6	7	●学位論文提出期限 1/11	●学位論文提出期限 1/11	●学位論文受理の可否 /審査委員候補者の選出 1/16	●学位論文受理の可否 /審査委員候補者の選出 1/16	●薬学総合試験 追再試1/17・18
	8	9	10	11	12	13	14					
	15	16	17	18	19	20	21					
	22	23	24	25	26	27	28					
	29	30	31									
2				1	2	3	4	●中間発表(報告)会 申込期日 (原則として秋期入学者対象) 2/1	●学位論文審査報告書提出期限 2/15	●学位論文審査報告書提出期限 2/15	●一般選抜(前期) (未定)	
	5	6	7	8	9	10	11					
	12	13	14	15	16	17	18					
	19	20	21	22	23	24	25					
	26	27	28									
3				1	2	3	4	●中間発表(報告)会 (原則として秋期入学者対象) 3/13	●学位記授与 3月中旬	●学位記授与 3月中旬	●一般選抜(後期) (未定)	
	5	6	7	8	9	10	11					
	12	13	14	15	16	17	18					
	19	20	21	22	23	24	25					
	26	27	28	29	30	31						

は、祝祭日・振替休業日
 は、夏期・年末年始 創立記念日(大学休業日)

令和4年度
大学院薬学研究科薬学専攻博士課程
授業科目・担当者

科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態			担当教員
			必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	
医療薬学 基盤科目	医薬品開発特論Ⅰ	1・2		2		○			・小林(健)教授・平山講師 ・西教授・山田准教授・坪郷講師 ・柳川教授 ・吉村教授・佐藤准教授 ・浜上教授・小林(大)准教授 ・小島教授 ・青木教授 ・岡崎教授 ・小林(道)教授 ・村井教授・佐々木講師 ・町田准教授 ・小林(道)教授 ・平野教授 ・高上馬准教授
	医薬品開発特論Ⅱ	1・2		2		○			
	臨床薬理学特論	1・2		2		○			
	生体機能解析学特論	1・2		2		○			
	食品機能解析学特論	1・2		2		○			
	予防医療学特論	1・2		2		○			
	ゲノム解析学特論	1・2		2		○			
	感染症学特論	1・2		2		○			
	薬動学特論	1・2		2		○			
	薬物分析化学特論	1・2		2		○			
	医薬品作用学特論	1・2		2		○			
	臨床薬物動態学特論	1・2		2		○			
	薬剤疫学特論	1・2		2		○			
	漢方薬学特論	1・2		2		○			
小計(14科目)	—		28			—			
医療薬学 応用科目	画像診断学特論	3・4		2		○			・北浦准教授 ・泉教授 ・飯塚教授 ・遠藤教授 ・岡崎教授・小林(道)教授 ・柴山教授・久保講師 ・平野教授 ・小林(道)教授 ・柴山教授 ・小林(道)教授 ・小林(道)教授・平野教授・柴山教授
	臨床診断学特論	3・4		2		○			
	病態解析学特論	3・4		2		○			
	地域医療実践学特論	3・4		2		○			
	環境感染学特論	3・4		2		○			
	レギュラトリーサイエンス特論	3・4		2		○			
	医薬品情報演習	3・4		1			○		
	E BM実践演習	3・4		1			○		
	T DM実践演習	3・4		1			○		
	薬物相互作用解析演習	3・4		1			○		
臨床薬学総合実習	2~4		4				○		
小計(11科目)	—		20			—			
研究 基盤 科目	実験計画演習	1	2				○		全指導教員 全指導教員 全教員
	情報処理演習	1	2				○		
	基盤研究総合実習	1	2					○	
	小計(3科目)	—	4	2			—		
課題 研究	課題研究	1~4	10					○	・小林(健)教授・西教授・村井教授・吉村教授 ・浜上教授・小島教授・青木教授・中川(宏)教授 ・岡崎教授・柳川教授・木村(真)教授・泉教授 ・飯塚教授・柴山教授・小林(道)教授・平野教授 ・遠藤教授 ・山田准教授・高上馬准教授・佐藤准教授 ・北浦准教授・小林准教授・寺崎准教授 ・大澤准教授・大橋准教授・町田准教授 ・小田准教授・中川(勉)准教授・伊藤准教授 ・吉田准教授
	小計(1科目)	—	10				—		
薬剤 専門 科目	専門薬剤師特別講義	1~4		2		○			小林(道)教授・平野教授・柴山教授
	小計(1科目)	—				—			
合計(30科目)		—	14	50			—		

修了要件及び履修方法：必修科目14単位（基盤研究科目4単位、課題研究10単位）及び選択科目16単位以上（医療薬学基盤科目10単位以上、医療薬学応用科目6単位以上）の合計30単位以上修得し、必要な研究指導を受け、学位論文の審査および最終試験に合格すること。

令和4年度 薬学研究科博士課程 講義時間割

【第1・2学年】

※変更となることがあります

《前期》

曜日	I 18:00～19:20	II 19:30～20:50
月	予防医療学特論 〈小島〉	ゲノム解析学特論 〈青木〉
火	臨床薬理学特論 〈柳川〉	生体機能解析学特論 〈吉村・佐藤〉
水	薬剤疫学特論 〈平野〉	
木	感染症学特論 〈岡崎〉	
金	医薬品開発特論 I 〈小林(健)・平山〉	

《後期》

曜日	I 18:00～19:20	II 19:30～20:50
月	食品機能解析学特論 〈浜上・小林(大)〉	医薬品作用学特論 〈町田〉
火	臨床薬物動態学特論 〈小林(道)〉	薬動学特論 〈小林(道)〉
水	漢方薬学特論 〈高上馬〉	
木	薬物分析化学特論 〈村井・佐々木〉	
金	医薬品開発特論 II 〈西・山田・坪郷〉	

【第3・4学年】

※変更となることがあります

《前期》

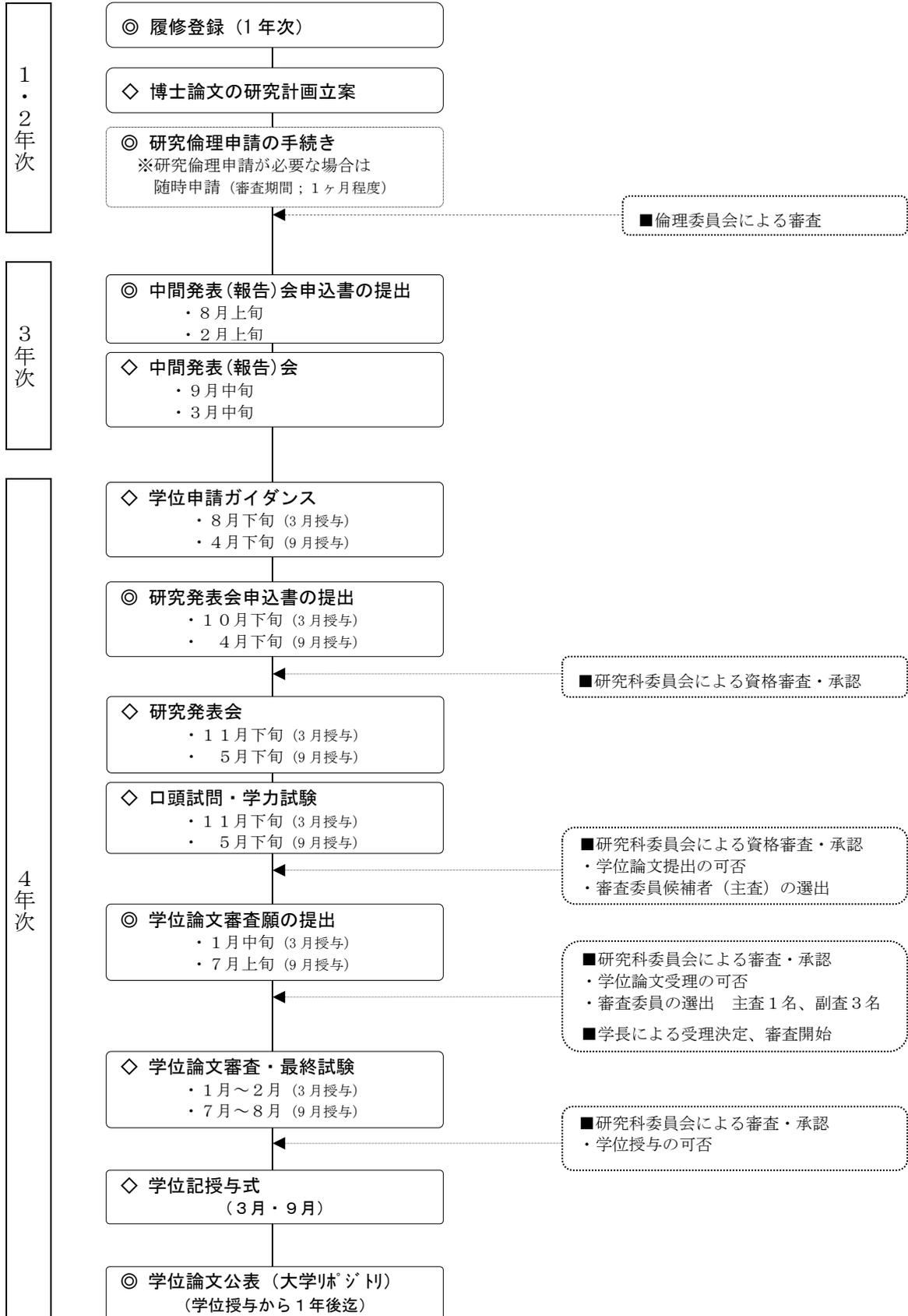
曜日	I 18:00～19:20	II 19:30～20:50
月	画像診断学特論 〈北浦〉	
火	地域医療実践学特論 〈遠藤(泰)〉	
水	病態解析学特論 〈飯塚〉	
木	臨床診断学特論 〈泉〉	
金	環境感染学特論 〈岡崎・小林(道)〉	

《後期》

曜日	I 18:00～19:20	II 19:30～20:50
月	医薬品情報演習 〈平野〉	
火		
水	レギュラトリーサイエンス特論 〈柴山・久保〉	
木	薬物相互作用解析演習 〈小林(道)〉	EBM実践演習 〈小林(道)〉
金	TDM実践演習 〈柴山〉	

○ 学位取得までのプロセス<参考> (博士課程 薬学専攻)

◎印：大学院生が申請・手続きを実施



* 学位申請等の手続きのスケジュールは変更する場合があります。

○ 修了要件および履修方法

[修了要件]

薬学研究科博士課程を修了しようとする者は、研究科に4年以上在学し、30単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、薬学研究科の行う博士学位論文の審査及び試験を受けるものとする。

ただし、在学期間に関しては、特に優れた研究業績をあげたと研究科委員会が認めた場合は、大学院博士課程に3年以上在学すれば足りるものとする（→p26参照）。

[履修方法]

区 分	薬学専攻 博士課程		
	科目区分	修了に必要な修得単位数	備 考
必 修	基盤研究科目	4 単位	
	課題研究	10 単位	
選 択	医療薬学基盤科目	10 単位以上	
	医療薬学応用科目	6 単位以上	
合 計		30 単位以上	

■北海道医療大学大学院学則（抄）

（履修方法）

第8条 一略—

2 薬学研究科博士課程においては、研究科に4年以上在学し、30単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、薬学研究科の行う博士学位論文の審査及び試験を受けるものとする。ただし、在学期間に関しては、特に優れた研究業績をあげたと大学院委員会が認めた場合は、大学院博士課程に3年以上在学すれば足りるものとする。

一略—

（授業科目の選定）

第14条 学生は、自己の履修すべき授業科目の選定に当たっては、あらかじめ指導教員の指導を受けなければならない。

一略—

（教育方法の特例）

第15条 本大学院では、夜間その他特定の時間又は時期において教育を行うことができる。

2 本大学院では、一部の授業科目について、多様なメディアを高度に利用して、授業を教室以外の場所で行うことができる。

（単位認定）

第17条 履修授業科目の単位の認定は、筆記若しくは口頭試験又は研究報告によるものとする。

2 前項に定める試験等の成績は、優・良・可及び不可に分け、優・良・可を合格として単位を与え、不可は不合格とする。

一略—

（課程修了の認定）

第22条 一略—

2 薬学研究科博士課程の修了は、原則として4年以上在学し、所定の授業科目について30単位以上修得し、必要な研究指導を受け、かつ、学位論文の審査及び最終試験に合格した者についてこれを認定する。

一略—

（学位の授与）

第23条 本大学院において、一中略— 薬学研究科博士課程を修了した者に対しては、博士（薬学）、の学位を授与する。

一略—

○ 履修登録

博士課程4年間で履修する科目の履修登録は、1年次に一括で登録する。
指導教員と十分に相談のうえ、専攻分野の論文作成等に必要科目の履修計画を立て、指定の期日までに履修登録を行うこと。

【履修届 提出期日】；4月末日（ただし10月入学者は別途指定する）

【提出先】；薬学課

※ 履修届には、指導教員の承認（署名・押印）が必要

■履修科目の変更（2年次以上）

研究科委員会が認めた場合に限り、1年次に履修登録した科目を変更することが出来る。
指導教員と十分に相談のうえ、履修変更届を提出すること。

【履修変更届 提出期日】；4月末日（ただし10月入学者は別途指定する）

【提出先】；薬学課

○ 中間発表（報告）会

研究の進捗状況を確認するとともに、研究指導教員以外の教員等から、論文作成に向けた助言・指導を受けることを目的として、中間発表（報告）会を実施する。

- ・在籍3年次終了までに、1回実施する。
- ・実施時期は、原則として 4月入学生は3年次の9月、10月入学生は3年次の3月とする。
- ・なお、学生が上記の年次より下級年次で実施することを妨げない。

[実施形式]

- ・「発表会」形式で実施する。
- ・出席対象者は、原則として薬学研究科教員とする。

[実施方法]

- ・発表者（学生）は 10分～15分間のプレゼンテーションを行う。
- ・発表等にかかわる所要時間は、前記のプレゼンテーションおよび質疑応答を含め、発表者（学生）1人あたり30分程度とする。

[その他]

- ・発表を行おうとする者（学生）は、あらかじめ「中間発表（報告）会申込書」を提出しなければならない。

※中間発表会の詳細は、別途案内

○ 研究発表会

学位論文審査願提出予定者に対して、研究発表会を実施する。

- ・実施時期は、原則として 3月授与申請者は4年次の11月、9月授与申請者は5月とする。

[実施形式]

- ・「発表会」形式で実施する。
- ・出席対象者は、原則として薬学研究科教員とする。

[実施方法]

- ・発表者1名につき、発表時間40分、質疑応答20分とする。

[その他]

- ・「学位論文申請手続き」を参照

○ 学力の確認（口頭試問・外国語試験）

学位論文審査願提出予定者に対して、学力の確認（口頭試問・学力試験）を行う。

- ・実施時期は、原則として 3月授与申請者は4年次の11月、9月授与申請者は5月とする。
- ・対象者および各諮問内容は、下記表参照。

[口頭試問]

- ・専攻及び関連学術に関する口頭試問を実施する。（出席者は、薬学研究科教授）

[外国語試験]

- ・英語の試験を実施する。

大学院薬学研究科学位規程施行細則（抜粋）

第12条 学位規程第7条の規定により、研究科委員会は審査委員会を設ける。

- 2 学位規定第8条の規定により、審査委員会は学位論文の審査、最終試験及び学力の確認を行う。
- 3 学力の確認は、次の表にしたがって試問を行う。

6年制理科系大学を卒業 または理科系大学の修士課程を修了した者	専攻及び関連学術に関する試問
4年制理科系大学を卒業した者	専攻及び関連学術に関する試問及び英語
上記に該当しない者	専攻及び関連学術に関する試問、 英語及び基礎学力確認のための試問

○学位論文申請手続き

学位論文審査にあたっては、次の書類を提出しなくてはならない。

[提出書類]

提出書類	様式等	部数
研究発表会申込書	様式9 A4	1
研究発表要旨(※1)	A4	1
学位論文審査願	様式1 A4	1
学位論文(※2)	様式4 A4	5
学位論文要旨(※3)	様式5 A4	1
論文目録	様式6 A4	1
学位論文の基礎となる報文		5
同上報文の共著者承諾書(共著者ごと)	様式8 A4	各1
履歴書	様式7 A4	1
その他必要な参考資料		(※4)
*論文審査料	50,000円 [証明書発行機で購入]	

※1：体裁は「学位論文要旨」と同じだが、タイトルを「研究発表要旨」とする。

※2：A4版に記し、A4版のファイルに綴じる。

ファイルの表紙・背に論文題目、研究科名、氏名を記すこと。

論文は手書き、ワープロいずれでも可。記載要領は別紙参照。

学位論文本文の最初(冒頭部分)に学位論文の英文アブストラクト【A4:1ページ(片面)程度】を入れること。

※3：A4版(横書き)に記すこと。3,200字以内。記載要領は別紙参照。

※4：必要に応じて添付する。

[提出期限及び提出先]

【提出期限】：別途案内

【提出先】：薬学課

[学位申請にかかる報文の要件]

大学院薬学研究科学位規程施行細則(抜粋)

第4条

2 学位論文の基礎となる報文は、査読のある学術雑誌に印刷公表されたもの又は掲載許可の証明がある原報とする。これらの報文は1報以上とし、次の要件を満たすことを原則とする。

- (1) 1報以上は第1著者であること。
- (2) (1)の1報以上は英語の報文であること。

大学院薬学研究科学位申請に関する申し合わせ

大学院薬学研究科学位規程施行細則第4条ならびに第8条については、次のとおりとする。

- (1) 同条第2項中「第1著者」とあるのは、第1著者と equal contribution がある場合を含む。
- (2) 同条第2項中「報文」とあるのは、原則として short communication に相当するものは含まない。
- (3) 学位を申請しようとする者が社会人の場合にあつては、第4条第2項中「英語の報文」とあるのは、日本語の報文であっても可とする。ただし、同項中「学術雑誌」とあるのは「学会誌」とする。
- (4) やむを得ぬ事由により同条第3項中の「承諾書」の提出が困難な場合にあつては、当該事由を記した「理由書」の提出をもって可とすることがある。

なお、上記の取扱いについては、研究科委員会において当該事由にもとづきその可否を決定する。

○学位論文執筆指針

1. ファイルの表紙（ヨコ書）：
上方に「論文の題名（内容と整合性があること）」を中央揃えで記載

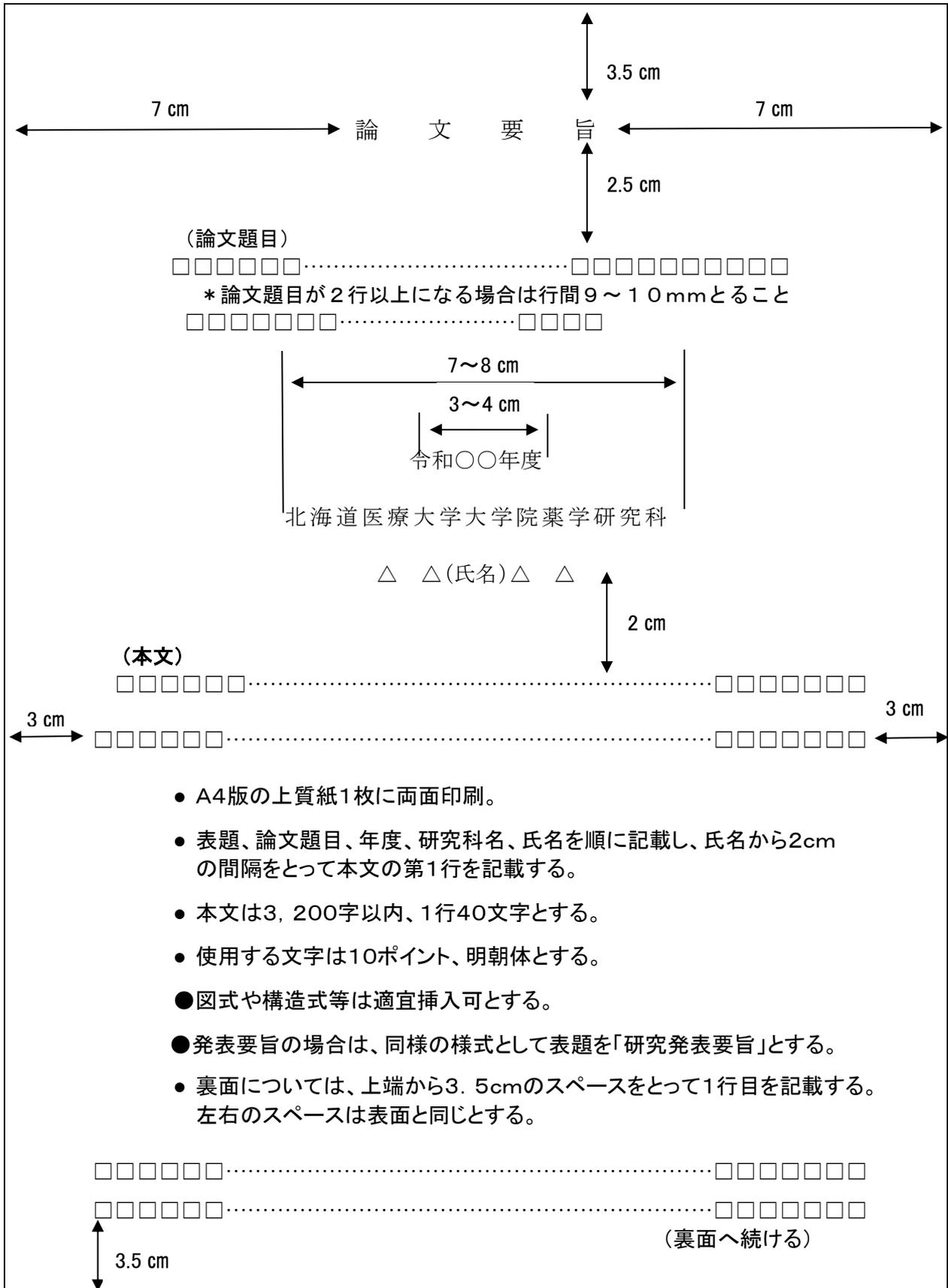
下段：一段目「令和〇〇年度」、
二段目「北海道医療大学大学院薬学研究科」*論文博士の場合は記載不要、
三段目「氏名」
2. ファイルの背表紙（タテ書）：
「論文の題名」、
その下段に「令和〇〇年度」、
さらに、その下に「北海道医療大学大学院薬学研究科」*論文博士の場合は記載不要、
さらに、その下に「氏名」（並列も可）
3. 論文題名：
「審査願」や「論文要旨」などの提出書類の論文題名と一致すること。
 - ・内容が論文題名に適しているかの確認。
 - ・英単語が含まれる場合は先頭文字は大文字とする。
 - ・表紙には論文題名と氏名の位置をバランスよく配置する。
4. 中表紙：
ファイルの表紙（上記1. 参照）と同じ記載要領（ページ番号は、なし）
5. 略語集：
中表紙と目次との間（ページ番号は、なし）。
略語のABC順で記載する。
6. 論文構成：
章、節、1）、2）の順。
1-1-1、1-1-2 これ以上の細区分は避ける。
7. 目次：
論文の本文から記載。ページ番号も記載。
（目次自体にはページ番号は、なし）
8. 行間：
1.5行程度、論文中で統一する。
9. 化合物名、記載方法や機器データの記載に注意。
数字と%との間に、スペースを空けない。〈 例）4.5% 〉
10. 本文中の句読点：
「、。」または「，．」いずれかに統一する。
11. 引用した図表：
著作権を尊重し、出典を「．．．．．から引用」と記載。

12. 図表のタイトル：
YAKUGAKU ZASSHI に準じる。
- ・ 英文で記載（接続詞、前置詞、冠詞以外の単語は、先頭文字を大文字で記す）。
 - ・ Table は表の上部に記載、Fig.、Chart、Scheme は図の下部に記載。
 - ・ 右にタイトルがつづく場合には、数字の直後にピリオドをつける。
(例) タイトルがつく場合：
Fig. 1. Active xxxx yyy のように、番号数字の後ろに、ピリオドをつける。
 - ・ (例) タイトルがつかない場合：
Table 5 Fig. 3 Chart 2 のように、番号数字の後ろに、ピリオドをつけない。
 - ・ 2行以上のタイトルは、行頭位置を、「Fig. や Table」の左端に揃える。
(例) Fig. 1. Effects of ATP 一行目右端
on the Liver
13. 図表の説明：
英文（やむをえない時のみ和文）。
14. 論文本文中、Fig.、Table、Chart、Scheme、図、表 の表記は一貫して統一すること。
15. 本文中の引用文献番号：
・ 出現順に通し番号で上付き文字で記載。
・ 複数の文献引用時の表記：
連続番号：「³⁻⁶⁾」、不連続番号：「^{2,4,6)}」
・ 文末における「句読点と文献番号」の位置：
句点の直後「^{2,4,6)}」、読点の直後「^{2,4,6)}」
16. 謝辞：
・ 位置：引用文献リストの直前のページ。
・ 謝辞の文中表記の注意：「校閲」→「指導」
・ 大学院教員の所属：例) 「北海道医療大学大学院薬学研究科 ○○分野」
・ 大学院教員以外の教員の所属：例) 「北海道医療大学薬学部○○講座(○○)」
・ 教員以外への謝辞は、研究員クラスに限定し、研究室内のその他の氏名は省略し、「講座あるいは研究室の皆様」などとする。
・ 謝辞の文の下に、「大学院修了の日（例：令和○年3月○日）」、「北海道医療大学大学院薬学研究科（*論文博士の場合は、なし）」、「署名」
17. 引用文献リスト：
・ 著者名は Family name と first name の initial の順で記載
Hiroshige T.,-----.,
・ 論文タイトルは記載しなくても、記載しても良い。
・ ページ番号：はじめページと終わりのページの両方を記載。 125-136
・ 文献の末尾：年号のあとにピリオド (1999).
・ 1つの文献の記述が2ページにわたらない様にページ構成を整える。

※ 審査中は主査・副査からの質問、応答などの連絡がありますので、出張など主査・副査の予定に注意してください。

(2/2)

○ 学位論文 作成要領 1 (研究発表要旨・論文要旨)



- A4版の上質紙1枚に両面印刷。
- 表題、論文題目、年度、研究科名、氏名を順に記載し、氏名から2cmの間隔をとって本文の第1行を記載する。
- 本文は3, 200字以内、1行40文字とする。
- 使用する文字は10ポイント、明朝体とする。
- 図式や構造式等は適宜挿入可とする。
- 発表要旨の場合は、同様の様式として表題を「研究発表要旨」とする。
- 裏面については、上端から3.5cmのスペースをとって1行目を記載する。左右のスペースは表面と同じとする。

(表紙)

(論文題目)

□□□□□……………□□□□□□

(行間9～10mm)

□□□□□……………□□□□□

※文字のフォントに関して特段の規定はないが、
全体のバランスを考慮して見やすい文字を使用すること。

令和〇〇年度

(間9～10mm)

(行間9～10mm)

△ △(氏名)△ △

(本 文)

□□□□□……………□□□□□□□
□□□□□□□……………□□□□□□□
□□□□□□□……………□□□□□□□
□□□□□□□……………□□□□□□□

- A4版の上質紙に片面印刷する。
- 1ページにつき28～30行、1行38～42文字を標準とする。
- 文字フォントに関して特段の規定はないが、全体のバランスを考慮して見やすい文字を使用すること。
- 図式や構造式等は適宜挿入可とする。
- ページ数は枠外中央に記入する。
- 本文の最初(冒頭部分)に英文アブストラクト【A4;1 ページ程度】を入れる。

□□□□□□……………□□□□□□□
□□□□□□□……………□□□□□□□。
□□□□□□□……………□□□□□□□
□□□□□□□……………□□□□□□□
□□□□□□□……………□□□□□□□
□□□□□□□……………□□□□□□□
□□□□□□□……………□□□□□□□。
□□□□□□□……………□□□□□□□

○ 学位論文 作成要領 4 (参考)

- 日本薬学会
YAKUGAKU ZASSHI 投稿規定 - 日本薬学会 HP を確認してください。

YAKUGAKU ZASSHI 投稿規定

投稿論文は、その内容が未投稿及び未掲載であって、独創的な知見を含むものに限り、すべての著者は原稿の内容を理解していること、投稿について同意していることが必要です。なお、日本薬学会の会員以外からの投稿も受け付けます。

投稿は原則として日本薬学会ホームページの電子投稿システムで行ってください。

I. 論文種別

原著論文には一般論文、ノート、ケースレポートがあり、総説論文には一般総説と依頼総説があります。

論文は原則として和文としますが、臨床薬学領域（※）に関する原著論文は英文による投稿・発表もできます。

※臨床薬学領域：医療薬学、臨床分析生化学、臨床薬物治療学、薬学教育に関するもので特に病院、薬局の薬剤師業務や薬剤師教育等に直接関与する領域。

1. 総説論文

(1) 一般総説：著者の研究に関する最近の成果・知見をまとめたもので、主題が明確で、まとまった結論や検証が整ったもの。著者の研究成果が引用文献に必ず引用されていること。

(2) 依頼総説：編集委員会が執筆依頼する論文。

2. 一般論文：独創的な研究から得られた有意義な新しい知見を含む論文。

3. ノート：断片的な研究であっても、価値のある新しい知見を含む論文。

4. ケースレポート：調査研究、症例研究等で得られた新しい知見や有意義なデータを含む論文。原則刷り上がり4頁以内。

II. 原稿様式

1. カバーレター

和文の連絡著者情報（連絡著者名、所属機関及び住所、電話番号、Fax 番号、E-mail アドレス）、英文チェックを受けたネイティブスピーカーの名前または業者名を記載してください。

2. 原稿

原稿は本文、図、表をそれぞれ別のファイルで作成してください。

本文のフォントは MS 明朝または Times New Roman の 12 ポイントを用い、化合物番号、数字はすべてアラビア数字を使用してください。用紙は A4 判（縦・横・併用可）を使用してください。

内容を十分に理解出来るネイティブスピーカーによって英文チェックを受けた後投稿してください。但し審査の結果によっては本学会での英文チェック（有料）を行います。

(1) 第 1 頁：誌名 (YAKUGAKU ZASSHI)、論文種別を記載してください。

論文表題、著者名（フルネーム）、研究時の所属機関、所在地、郵便番号について和英併記で記載してください。連絡著者はその名前の右肩にアスタリスク (*) を付し、脚注に E-mail アドレスを記載してください。所属機関が現在と異なる場合は名前の右側にダガー (†) を付し、脚注に現在の所属、所在地を記載してください。

(2) 第 2 頁：抄録（英文で 250 語以下、ただし本文が英文の場合はさらに和文で 500 字以下の抄録も必要です）及び 3~6 語（英語）のキーワードを記入してください。キーワードには略語を使用しないでください。なお、最初の 3 つのキーワードを組み合わせるとキーワードコンビネーション（合計 80 文字以内、スペース・セミコロン含む）が作成されますので、語句の選定と順番（重要度の順番）にご注意ください。

(3) 第 3 頁以降：本文、謝辞、利益相反、引用文献の順に記載してください。図・表等の内容と説明文は英文で記載してください。

3. 補足的資料 (Supplementary materials)

補足的資料がある場合、「Supplementary materials」と見出しを付けて、本文の最後（利益相反の後）に「この論文のオンラインに Supplementary materials（電子付録）を含んでいます」と記載してください。

4. 論文審査のための資料 (Additional information for review)

論文の審査に必要な補足資料は、電子投稿システムで Additional information for review として PDF ファイルを添付してください。

III. 記載方法

1. 所属機関

著者の所属機関が複数の場合は、上付の a, b, c..., を著者名の後及び所属機関の前に付してください。

(例)

^aDepartment of Molecular Biology, Graduate School of Pharmaceutical Sciences, Hokkaido University; Kita 12, Nishi 6, Kita-ku, Sapporo 060-0812, Japan; ^bBiomedical Research Institute, National Institute of Advanced Industrial Science and Technology (AIST); Central 6, 1-1-1 Higashi, Tsukuba, Ibaraki 350-8566 Japan; and ^cDepartment of Pharmaceutical Services, Hiroshima University Hospital; 1-2-3, Kasumi Minami-ku, Hiroshima 734-8551, Japan.

2. 略語

抄録、本文それぞれの初出時にスペルアウトし、直後に略語を () 内に示し、以下略語を用いてください。スペルアウトしないで使用できる略語は次のとおりです。

ADP (adenosine 5'-diphosphate), AIDS (acquired immunodeficiency syndrome), AMP (adenosine 5'-monophosphate or adenylic acid), ANOVA (analysis of variance), ATP (adenosine 5'-triphosphate), cAMP (adenosine 3', 5'-cyclic monophosphate), cDNA (complementary DNA), CoA (coenzyme A), CYP (cytochrome P450), DNA (deoxyribonucleic acid), ED₅₀ (50% effective dose), ESR (electron spin resonance), FAB-MS (fast atom bombardment mass spectrometry), FAD (flavin adenine dinucleotide), GC-MS (gas chromatography-mass spectrometry), GLC (gas-liquid chromatography), GMP (guanosine 5'-monophosphate), HPLC (high-performance liquid chromatography, high-pressure liquid chromatography), IC₅₀ (inhibitory concentration, 50%), IR (infrared), LC (liquid chromatography), LC/MS (liquid chromatography/mass spectrometry), LD₅₀ (50% lethal dose), mRNA (messenger RNA), MS (mass spectrum), NMR (nuclear magnetic resonance), OTC (over the counter), PCR (polymerase chain reaction), QOL (quality of life), RNA (ribonucleic acid), RT-PCR (reverse transcription polymerase chain reaction), TLC (thin-layer chromatography), tRNA (transfer RNA), UV (ultraviolet), WHO (World Health Organization)

3. 単位

length (m, cm, mm, μ m, nm, Å), mass (kg, g, mg, μ g, ng, pg, mol, mmol), volume (L, mL, μ L), time (s, min, h, d), temperature (°C, K), radiation (Bq, dpm, Gy, Sv), concentration (M, mM, mol/L, mmol/L, mg/mL, μ g/mL, %, % (v/v), % (w/v), ppm, ppb)

4. スペクトル、元素分析等の記載例

¹H-NMR (CDCl₃) δ : 1.25 (3H, d, $J=7.0$ Hz), 3.55 (1H, q, $J=7.0$ Hz), 6.70 (1H, m). ¹³C-NMR (CDCl₃) δ : 20.9 (q), 71.5 (d), 169.9. IR (KBr) cm⁻¹: 1720, 1050, 910. UV λ_{\max} (EtOH) nm (ϵ): 241 (10860), 288 (9380). UV λ_{\max} (H₂O) nm ($\log \epsilon$): 280 (3.25). FAB-MS m/z : 332.1258 (Calcd for C₁₈H₂₀O₆: 332.1259). MS m/z : 332 (M⁺), 180, 168. [α]_D²⁵ -74.5 ($c=1.0$, MeOH). Anal. Calcd for C₁₉H₂₁NO₃: C, 73.29; H, 6.80; N, 4.50. Found: C, 73.30; H, 6.88; N, 4.65.

5. 命名法

化合物の命名は、IUPAC 制定の命名規則に従ってください。Chem. Abstr. の索引の命名法並びに Ring Index の命名法に準ずることもできます。

6. 引用文献及び注記

引用文献は、雑誌掲載論文、書籍・単行本、インターネット、技術報告、特許、講演等とします。これ以外は文章的な記述としてください。出現順に通し番号 (引用文献 1 件ごとに 1 つの番号とします) を付け、文中右肩に右片カッコ付きのアラビア数字で示し、番号順に並べて REFERENCES として論文末尾に一覧表示してください。雑誌名の略称は Chem. Abstr. (参照: The ACS Style Guide. A Manual for Authors and Editors) に準じます。和名のみの場合は、ローマ字表記にしてください。

(例)

- 1) Okuyama E., Gao L.-H., Yamazaki M., *Yakugaku Zasshi*, **110**, 834-838 (1990).
- 2) Yamazaki M., Maebayashi Y., Iwase N., *Chem. Pharm. Bull.*, **36**, 2075-2078 (1988).
- 3) Keilhauer G., Faissner A., Schachner M., *Nature* (London), **316**, 728-730 (1985).
- 4) Kawai S., Tanaka S., "Encyclopedia of Experimental Chemistry, Vol. 17, Reaction of organic compounds I," ed. by The Chemical Society of Japan, Maruzen Co., Ltd., Tokyo, 1963, pp. 1-243.
- 5) Cruickshank R., Duguid I. P., Marmion B. P., Swain R. H. A., "Medical Microbiology," 12nd ed., Vol. III, Churchill Livingstone, New York, 1975.
- 6) Szejtli J., "Cyclodextrin Technology," ed. by Davis J. E. D., Kluwer Academic, Dordrecht, 1988.
- 7) Tokuda H., Ichiishi E., Onozuka M., Yamaguchi S., "Biology of Nitric Oxide, Part 6," Vol. I Chap. 2, ed. by Moncada S., Tada N., Maeda H., Portland Press, London, 1998, pp. 185-186.
- 8) Brunner A., Greune H., U.S. Patent 1910462 (1933) [*Chem. Abstr.*, **27**, 4092-4096 (1993)].
- 9) Mochizuki M., Inami K., Abstracts of papers, the 119th Annual Meeting of the Pharmaceutical Society of Japan, Tokushima, March 1999, No. 2, p. 79.
- 10) International Organization for Standardization. "How ISO develops standards.": (http://www.iso.org/iso/about/how_iso_develops_standards.htm), cited 25 August, 2008.

引用文献の記載には、著者名は全員を記し、first 及び middle name のイニシャルを記載してください。

IV. X 線結晶解析

結晶解析による構造が論文において重要な部分を構成するときには、審査のための補助資料として Cambridge Crystallographic Data Centre (CCDC) に登録するに必要なデータを添付してください。結晶解析が補助的に用いられている時には crystal data (unit cell parameters, space group, Z density), R-factor を記してください。Atomic coordinates は、構造が重要なときに印刷されます。また、Bond lengths and angles, thermal parameters, torsion angles 等は論文の議論にとって重要な時に印刷されます。論文が採用の場合は、CCDC 登録をしてください。

V. 核酸塩基配列

新規の核酸塩基配列は DDBJ, GenBank あるいは EMBL いずれかのデータベースに登録してください。論文が採用の場合は、accession number を本学会へお知らせください。論文出版の際には、配列情報が開示されている必要があります。accession number は論文の脚注に記載されます。

VI. 天然物及び天然物由来の未精製抽出物

天然物及び天然物由来の未精製抽出物 (Natural Products and Crude Extract Materials; NP/CEM) に関する研究においては、NP/CEM の起源及び抽出法等の完全な記載が必要です。詳細は電子投稿システムの中の「Guidelines/Checklist for authors submitting papers dealing with Natural Products and Crude Extract Materials (NP/CEM)」に記載されています。仮に天然物由来の未精製抽出物が漢方や中国伝統医学に従って作成されたものでも「Guidelines/Checklist」に従って投稿論文を作成する必要があります。

VII. 倫理指針

1. 人体並びにヒト組織を対象とした論文は「ヘルシンキ宣言」(<http://www.wma.net/en/30publications/10policies/b3/>) の倫理基準に、また臨床研究に関する論文は「臨床研究に関する倫理指針」(<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/kousei/i-kenkyu/index.html#4>) に、ヒト遺伝子に関する論文は「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」(http://www.lifescience.mext.go.jp/bioethics/hito_genom.html) に従って下さい。いずれの場合も所属機関の倫理委員会の承認を得て実施されたものに限り投稿を受け付けます。なお、当該論文がこれらに従って実施されたことを本文中に明記すると共に倫理委員会による承認書のコピーを添付してください。
2. 動物を対象とした論文は、所属機関の定める動物実験ガイドラインのみならず文部科学省など公的機関の策定したガイドラインに従って実施されたものに限り投稿を受け付けます。なお、当該論文はこれらのことを本文中に明記してください。

VIII. 利益相反

投稿に際しては、利益相反 (Conflict of Interest: COI) に関する情報開示が必要です。著者は、投稿論文において研究の遂行や、論文の作成にバイアスをもたらす可能性がある全ての利益関係 (金銭的・個人的関係) を開示してください。

開示が必要とされる利害関係：

- 1) 営利団体 (企業) からの研究助成金、寄附講座に関する寄附金の受領
- 2) 営利団体 (企業) からの謝礼
- 3) 特許権使用料・ライセンス料
- 4) 雇用、顧問契約など
- 5) その他の報酬 (旅費や贈答品等) の供与

利益相反に関する情報開示は、本文の最後 (引用文献の前) に「利益相反」と見出しを付けて記載してください。著者全員に利益相反が無い場合は、「開示すべき利益相反はない」と記載し、利益相反のある著者がいる場合は、その氏名とその利益相反について全て列挙してください。

(例)

例1：鈴木一郎 (AB薬品株式会社の社員) 例2：山田太郎 (CD製薬株式会社からの研究助成を受領) 例3：山田二郎 (EF製薬株式会社からの寄附金で設置した寄附講座教授) 例4：鈴木花子 (GH薬品株式会社からXX薬品の供与) 例5：佐藤次郎 (IJ製薬会社の顧問) 例6：山田花子 (KL製薬会社のYY薬品の宣伝のため謝金を受領) 例7：鈴木二郎 (特許 (JP Patent 12345) の使用料をMN薬品株式会社から受領) 例8：鈴木三郎 (ZZ学会への参加旅費をOP製薬会社から受領) 例9：山田一郎 (開示すべき利益相反はない)

IX. 審査

1. 投稿論文は、原則として2名以上の審査員の評価に基づき編集委員会が採否を決定します。
2. 原稿の改訂を求められた際には、修正依頼日から2ヶ月以内に改訂原稿を提出してください。2ヶ月を経過した場合には、審査打ち切りとなる場合があります。

X. 費用

1. 投稿手数料 新規投稿 1 件あたり3000円（日本国内在住者は消費税含む）
2. 掲載料 刷り上り 1 頁あたり5000円
3. 別刷料

刷上頁	1～2頁	3～4頁	5～6頁	7～8頁	9～10頁	11頁以上
50部	8000円	9000円	10000円	11000円	12000円	13000円
100部	14400円	16200円	18000円	19800円	21600円	23400円
150部	19200円	21600円	24000円	26400円	28800円	31200円
200部	22400円	25200円	28000円	30800円	33600円	36400円
250部以上	単価110円	単価120円	単価130円	単価150円	単価160円	単価180円

- 送料込み
- 購入の際は50部単位

- カラー印刷1頁につき、1部80円増
- 表紙は1部30円(希望者のみ).

4. カラー印刷費用（1 頁あたり50000円）等、特別に派生した費用は、実費加算とします。
5. 英文チェック料 英文チェックを本学会で行った場合は、実費を請求します。

料金は予告なしに変更されることがあります。なお、表記の金額に消費税は含まれておりません。

XI. その他

1. 審査終了後に原則として著者名の追加、削除及び順番を変更することはできません。
2. 著者校正時の誤植以外の追加や書き改めは認められません。
3. 著作権 本誌に掲載された論文はいかなる形式で公表される場合においても、その著作権は日本薬学会に帰属します。著者は掲載決定後、所定の著作権譲渡承諾書を本学会宛に提出してください。

（施行 平成28年10月 1 日）

○ 博士學位論文の審査基準・評価方法

大学院薬学研究科における博士論文審査基準・評価方法は以下のとおりである。

[審査基準]

- 1) 問題意識、研究目的および研究テーマが明確である。
- 2) 研究テーマに関連する国内・国外の先行研究のレビューが適切に行われている。
- 3) 研究目的、研究テーマに沿って妥当な研究方法が採用されている。
- 4) 適切かつ十分なデータが収集されている。
- 5) 研究方法で示されている分析が適切になされ、結果として提示されている。
- 6) 結果に基づき、必要かつ十分な文献を引用し、適切な考察がなされている。
- 7) 論文は、首尾一貫した論理構成になっている。
- 8) 論文の記述が十分かつ適切であり、規定の様式に沿っている。
- 9) 論文の内容は独創性を有し、当該研究分野の発展に寄与するものである。
- 10) 研究の実施、結果の公開において倫理的な配慮がなされている。

[評価・採点方法]

- 1) 評価基準を基に以下の4段階で評価する。
 - A：優れた論文である。(Excellent)
 - B：おおむね良好な論文である。(Good)
 - C：博士論文として認定しうる。(Fair)
 - D：博士論文としての水準に達していない。(Poor)
- 2) 主査（1名）、副査（3名）が別々に評価を行い、審査委員会にて審議する。
- 3) 主査は審査委員会の審議を踏まえて「学位論文審査並びに最終試験結果報告書」を作成する。

○ 早期修了要件

薬学研究科博士課程において、研究科委員会において下記の要件に基づき「特に優れた研究業績」をあげたと認められたものは、3年以上の在籍により、学位論文を提出することが出来る。

[要件]

1. 大学院薬学研究科学位規程施行細則第4条について、学位論文の基礎となる報文を2報以上有し、うち2報は次の要件をすべて満たしていること。
 - (1) 査読のある国際的な学術雑誌に印刷公表されたもの又は掲載許可の証明があること。
 - (2) 英語の報文で、かつ第1著者であること。
2. 所定の授業科目について大学院学則に定める単位数以上を修得していること。
3. 中間発表(報告)会を終了していること。

なお、上記「1.」については下記「大学院薬学研究科学位申請に関する申し合わせ」が適用される。

大学院学則 (抜粋)

(履修方法)

第8条

2 薬学研究科博士課程においては、研究科に4年以上在学し、30単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、薬学研究科の行う博士学位論文の審査及び試験を受けるものとする。ただし、在学期間に関しては、特に優れた研究業績をあげたと評議会が認めた場合は、大学院博士課程に3年以上在学すれば足りるものとする。

大学院薬学研究科学位規程施行細則 (抜粋)

第4条

2 学位論文の基礎となる報文は、査読のある学術雑誌に印刷公表されたもの又は掲載許可の証明がある原報とする。これらの報文は1報以上とし、次の要件を満たすことを原則とする。

- (1) 1報以上は第1著者であること。
- (2) (1)の1報以上は英語の報文であること。

○ 博士学位論文の取扱い（学位認定後）

[「博士論文の内容の要旨」及び「論文審査の結果の要旨」の公表]

大学は、博士の学位を授与した際、授与した日から3か月以内に、「博士論文の内容の要旨」及び「論文審査の結果の要旨」をインターネット(大学の機関リポジトリ)の利用により公表する。

[「博士論文（全文）」の公表]

博士の学位を授与された者は、授与された日から1年以内に、「博士論文（全文）」を大学の協力を得て、インターネット（大学の機関リポジトリ）の利用により公表しなければならない。（学位授与の以前に公表されている場合は、この限りではない。）

ただし、やむを得ない事由があり、論文全文を公表できない場合は、大学の承認を受け、論文全文に代えて内容を要約したものを公表することができる。この場合、大学は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。なお、やむを得ない事由が消失した場合は、論文全文を大学の協力を得て、インターネット（大学の機関リポジトリ）の利用により公表しなければならない。

[「博士論文（全文）」の公表に係る提出物等]

- (1) 博士論文の学術リポジトリ登録許諾書
- (2) 学位論文全文（テキスト入りPDFに変換したものをCD-R又はUSBフラッシュメモリにて提出）
- (3) 学位論文要旨（テキスト入りPDFに変換したものをCD-R又はUSBフラッシュメモリにて提出）

[提出期限] 学位を授与された月の末日

[提出場所] 薬学課

※ [Ⅲ] 博士学位論文の取り扱いについて（学術リポジトリ）を参照のこと

○ 研究倫理の遵守

研究活動における不正行為は、研究活動とその成果発表の本質に反するものであり、科学そのものに対する背信行為である。各自、十分に留意し、研究活動をおこなうこと。

また、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」をはじめとした研究倫理指針についても十分に理解し、適切な研究活動をおこなうこと。

[参 考]

- ・研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン
文部科学省「http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/08/1351568.htm」
- ・研究に関する指針について
厚生労働省
「<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hokabunya/kenkyujigyou/i-kenkyu/>」
- ・北海道医療大学研究倫理指針
- ・北海道医療大学研究倫理規程
- ・北海道医療大学薬学部・薬学研究科倫理審査委員会内規

○ 授業評価アンケートの実施

授業内容の改善を目的に、講義・演習科目を対象に、毎年度末に授業評価アンケートを実施する。原則として、全員回答すること。

[対象科目] 当該年度に開講された全ての講義・演習科目

[実施時期] 毎年度末

[実施方法] メールによるアンケート用紙の送付、回収
(※回答者名は、公開しない)

[結 果] 集計結果の公表（学内）、自由記述部分については担当教員へフィードバック

○ 長期履修制度

次のいずれかに該当する者で、標準修業年限内での修学が困難な事情にある場合は、長期履修を申し出ることができる。

- ・職業を有し、就業している者
- ・家事、育児、介護等に従事している者
- ・その他相当の事由があると認められる者

指導教員と相談のうえ、薬学課まで連絡すること。

(参照) 規程「北海道医療大学大学院長期履修規程」

○ リサーチ・アシスタント (RA)

指導教員の申請に基づき、下記にしたがってリサーチ・アシスタント (RA) を採用する。ただし、採用されない場合もある。

[対象者] 薬学研究科博士課程の在学生 (休学者は対象外) とする。

[採用期間] 5月1日～翌年2月末までの期間内の採用とする。

- ※申請期間は、毎年度4月とし、申請は指導教員が行う。
- ※入学より4年を経過する者は申請することができない。ただし、休学期間は経過期間に算入しない。
- ※9月学位授与となる者は、8月末までの採用期間とする。

[業務内容] 指導教員の管理・監督のもと、本学で行う下記のプロジェクト研究等の補助的業務に従事する。

- ・国または地方公共団体等から補助を受けて行う研究
- ・学内または民間から補助を受けて行う研究
- ・その他、研究科委員会が認めた研究

[勤務時間] 以下のとおり定める。

- ・1日の勤務時間は、8時間以内とする。
- ・1週間の合計勤務時間数は、24時間以内とし、1か月間の合計勤務時間数は60時間を超えることはできない。

[手当] 以下のとおりとする。

- ・1時間当たり1,200円 (時間給) とし、各月ごとに支給する。
- ・年間の支給上限額は、別途定める。

○ 留学時の在学期間及び単位認定の取り扱い

海外または国内の研究機関等に留学する場合は、在学期間に含めることとする。

履修する講義・演習科目の単位認定に関しては、全授業回数のうち7割以上の受講実績があり、かつ全授業回数の4割以上が対面授業または双方向の遠隔講義システムの利用によって受講していることを原則とする。

※15回の講義・演習科目；11回以上の受講、6回以上の対面・遠隔受講が必要

Ⅲ. 博士学位論文の取り扱いについて(学術リポジトリ登録)

博士学位論文の取り扱いについて

平成 25 年 4 月 1 日、学位規則の一部が改正されました。

今回の改正では、教育研究成果の電子化およびオープンアクセス化の推進の観点から、博士の学位を授与された者は博士学位論文を、博士の学位を授与した大学は論文の内容の要旨および論文審査の結果を、それぞれインターネットの利用により公表することとなりました。併せて、博士の学位授与に関する報告についてもインターネットの利用によることとなっております。

ここでは博士の学位の授与に係る論文の公表方法について掲載しましたので、ご活用ください。

1. 博士学位論文公表の考え方と学位規則改正の概要 …1
2. 博士の学位授与後のフロー ……………2
3. 「やむを得ない事由」について ……………3
4. 北海道医療大学学術リポジトリへの登録……………6
5. Q & A ……………8
6. 参考(学位規則および北海道医療大学学位規程抜粋) …10

平成 29 年 3 月

北海道医療大学大学院

1. 博士学位論文公表の考え方と学位規則改正（平成 25 年 4 月 1 日付）の概要

1. 博士学位論文公表の考え方

大学における教育研究の成果である博士論文の質を相互に保証し合う仕組みとして、博士論文公表の制度が整備されています。

＜ここにいう「公表」とは＞
将来にわたり広く公表された状態を保持すること

2. 公表方法の変更

従来、印刷公表（単行の書籍、学術雑誌等への掲載など）としていましたが、情報化が進展する社会情勢を踏まえ、より効果的に公表の目的を達成するため、また、学位を授与された者の印刷に係る負担軽減の観点から、インターネット利用による方法に切り替えられることとなったものです。

3. 公表の具体的方法

大学の機関リポジトリによる公表を原則とします。

＜機関リポジトリ＞

大学等における教育研究活動によって生産された電子的な知的生産物を保存し、原則的に無償で発信するためのインターネット上の保存書庫

①論文要旨の公表

大学は、博士の学位を授与したときは、授与した日から 3 か月以内に博士論文の内容の要旨および論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表します。

②博士論文の公表

博士の学位を授与された者は、授与された日から 1 年以内に博士論文の全文を公表します（学位授与の以前に公表されている場合は、この限りではありません）。

③博士論文全文を公表できない場合

やむを得ない事由で全文を公表することができない場合は、大学の承認を受けて、全文に代えて内容を要約したものを公表することができます。この場合、大学は、当該論文全文を求めに応じて閲覧に供することがあります。なお、やむを得ない事由が消失した場合には、博士論文の全文を公表しなければなりません。

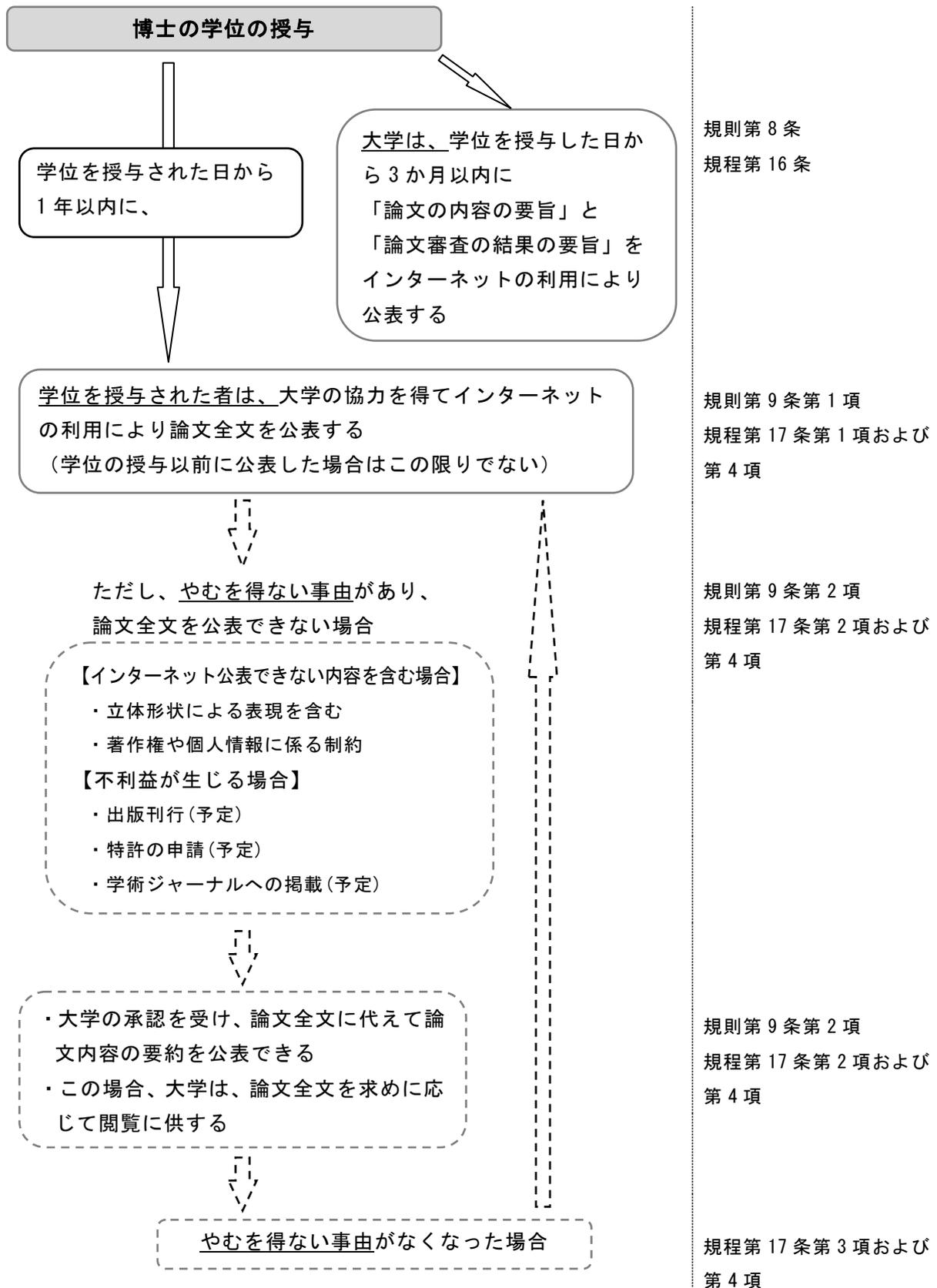
④公表の方法

②および③に係る公表は、大学の協力を得てインターネット利用により行います。

4. 適用

改正後の運用は、平成 25 年 4 月 1 日以後に博士の学位を授与した（された）場合に用い、同日前に博士の学位を授与した（された）場合については、従前通りです。

2. 博士の学位授与後のフロー



※ 規則：学位規則

規程：北海道医療大学学位規程

3. 「やむを得ない事由」について

博士論文をインターネット公表できないという「やむを得ない事由がある場合には、大学の承認を受けて、全文に代わる要約公表が可能」です。(学位規則第9条第2項)

博士論文の提出に当たっては、これらの公表できない事由に当たるかどうか、**著者本人**が確認を行い、公表できない場合には大学に要約公表を申請する必要があります。

「やむを得ない事由」の次のような事柄が挙げられています。¹

【インターネット公表できない内容を含む場合】

- ・博士論文が、**立体形状による表現を含む等の理由により、インターネットの利用により公表することができない内容を含む場合**
- ・博士論文が、**著作権保護、個人情報保護等の理由により、博士の学位を授与された日から1年を超えてインターネットの利用により公表することができない内容を含む場合**

■著作権保護

1. 自分の著作物を博士論文に使用している

博士課程で研究を進めていくと、その成果を学会や学術雑誌への投稿により発表することがあります。

学術雑誌では、論文の著作権を著者から学会・出版社に譲渡する「著作権譲渡契約」が行われている場合が多く、著者がその論文を博士論文として提出、あるいは博士論文の一部としてそのまま利用し、また、インターネット公表するには、著者本人にその権利があるか確認する必要があります。

これらの確認をしたうえで、博士論文を公表することにより学会・出版社の著作権を侵害する恐れがある場合は、「著作権保護」を理由として「やむを得ない事由」に係る申請をしてください。

1-1. 著作権の譲渡と、著者に残された権利

論文の著作権は、書きあげた時点では著者にあります。

投稿された論文は、査読（ピア・レビュー）を経て、受理されるかリジェクトされるか決定します。ここで、受理された場合に、著者から学会・出版社へ著作権の譲渡が行われます。著作権の譲渡は一般に、編集者が著者に「著作権譲渡契約書」(Copyright Transfer Agreement, CTA など)を送り、著者がサインして返送するという手続きが取られています。複数人による共著論文の場合は、責任著者（corresponding author）がサインすることが多くなります。

著作権の譲渡契約を交わすことにより、雑誌論文の内容を博士論文にて再び使用する場合にも、契約書の条項に従う必要があります。

なお、多くの学会・出版社はウェブサイトで著者向けの手引き（Instructions for authors など）を公開し、著作権の譲渡契約の内容について示しています。

1-2. 著者に残された権利の確認方法

学会・出版社に著作権を譲渡した論文を博士論文に利用してよいかどうか（著者に再利用できる権利があるのか）は、著作権譲渡契約書に従って行うことが基本となります。

¹ 文部科学省高等教育局長 「学位規則の一部を改正する省令の施行等について（通知）」
<http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/daigakuin/detail/1331796.htm>（2014/10/24 アクセス）

著作権譲渡契約書では、次の点を確認していきます。

- ・学会や出版社にどのような権利が譲渡されるか。
- ・権利を譲渡した論文を博士論文として提出、あるいは、博士論文の一部として利用してよいか。
- ・また、その博士論文をインターネット公表してよいか。

博士論文に利用することについて、多くの学会・出版社では認めているようです。

一方、インターネット公表することについては、査読を経た受理原稿の登録を認める場合、出版社が作成したPDFを認める場合、全く認めない場合などがあります。また、リポジトリ登録を認める多くの学会・出版社では、雑誌刊行後一定期間は公表してはいけない、出典やURLを示さなくてはならない、などの条件があります。著作権譲渡契約書をよく読み、著者に認められた権利の範囲内で使用してください。

なお、国内の学会誌では、投稿規程に「掲載された論文の著作権は本学会に属する」とだけ指定してある、もしくは全く規程がない場合があります。

著作権譲渡契約書を確認しても権利が明らかにならない場合は、学会・出版社に確認をとるようにします。問合せの際は、次の点について許諾を得てください。

- ・博士論文として提出すること、あるいは、博士論文の一部としてそのまま利用すること。
- ・また、文部科学省の学位規則の定めによって、博士論文をインターネット公表すること。

なお、著作権譲渡契約書により博士論文として使用することが制限されている場合でも、直接問い合わせて許諾を得られることがあります。

1-3. 他者の著作物を博士論文に使用している

他の人の著作物を博士論文に含めるには、引用として要件を満たす必要があります。引用については、次のような事柄が引用の要件として示されています。²

1. 引用する資料等は既に公表されているものであること
2. 「公正な慣行」に合致すること
3. 報道、批評、研究などのための「正当な範囲内」であること
4. 引用部分とそれ以外の部分の「主従関係」が明確であること
5. カギ括弧などにより「引用部分」が明確になっていること
6. 引用を行う必然性があること
7. 出所の明示が必要なこと

引用の要件を満たさない転載は、著作権者の許諾を得る必要があります。

その際には、著作権者に、博士論文にて使用すること、またその博士論文をインターネット公表することを伝えて、許諾を得てください。博士論文での使用について許諾が得られても、インターネット公表について許諾が得られない場合は、「やむを得ない事由」のうち「著作権保護」にあたるものとして、申請する必要があります。

■個人情報保護

アンケート調査やインタビュー、臨床研究・実験など、調査対象の個人情報を扱う場合は、

² 文化庁「著作権なるほど質問箱」関連用語「引用」より
<<http://chosakuken.bunka.go.jp/naruhodo/ref.asp>> (2014/10/24 アクセス)

予め、どの程度の内容を研究発表に用いるかを明らかにしたうえで、調査対象の方の同意を得て、同意の範囲内で博士論文に使用する必要があります。

同意が得られない場合は「やむを得ない事由」のうち「個人情報保護」にあたるものとして、申請する必要があります。

【不利益が生じる場合】

- ・ 出版刊行、多重公表を禁止する学術ジャーナルへの掲載、特許の申請等との関係で、インターネットの利用による博士論文の全文の公表により博士の学位を授与された者にとって明らかな不利益が、博士の学位を授与された日から1年を超えて生じる場合

■多重公表

1. 多重公表とは？

既に別の出版物にて公表した内容を、学術雑誌等に投稿することを指します。

博士論文として承認された後に、その内容の一部を雑誌論文にまとめ、投稿することがあります。しかしながら、インターネット公表をした論文は広く公表された論文とみなされ、学術雑誌の多重公表に対するポリシーに抵触する恐れがあります。

1-1. 多重公表に関する規定の確認方法

多重公表になる恐れがある場合は、次の点を投稿先に予め問合せておくとよいでしょう。

- ・ 博士論文の内容を投稿することが可能か。
- ・ その博士論文がインターネット公表された場合に、投稿することが可能か。

なお、多くの学会・出版社が、ウェブサイト上で出版倫理に関する情報を提供しています。その中で、“Prior Submission”，“Multiple Publication”，“Duplicate Publication”など、多重公表についての規定を示しています。まずは、このような情報源を確認するようにしましょう。

多くは多重公表を禁止していますが、英語以外の言語での出版、主たる結果や結論が未発表だった場合などは、論文投稿を受け付けるというポリシーを持つ学会・出版社もあります。なお、博士論文の投稿のみ認められ、インターネット公表が認められなければ、「やむを得ない事由」として申請する必要があります。

4. 北海道医療大学学術リポジトリへの登録

- 学術リポジトリに登録するには、「博士論文の学術リポジトリ登録許諾書」と「博士論文全文のPDFファイル」が必要です。
- やむを得ない事由でただちに公開できない方は、博士論文内容の「要約」を作成し、要約と全文ファイルの両方を提出してください。やむを得ない事由が解消された時点で、要約から全文の公開に移行します。
- 各学部の教務課窓口へ提出してください。

以下の項目に1つでも該当する場合は、「やむを得ない事由」として申請する必要があります。

「やむを得ない事由」項目	該当する	該当しない
1. 立体形状による表現を含む等の理由により、インターネット公表ができない。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2. 既出版契約または学術雑誌等に投稿済みの論文の全部または一部を博士論文に使用しており、インターネット公表に対する著作権者の許諾が得られていない。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
3. 他者の著作物（図表等）を博士論文に使用しており、インターネット公表に対する著作権者の許諾が得られていない。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
4. 博士論文の全部または一部が共同著作物であり、インターネット公表に対する共著者全員の許諾が得られていない。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
5. 対象者の個人情報保護等の観点から、インターネット公表に不適切な情報を含んでいる。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
6. 博士論文の全部または一部を単行本もしくは雑誌掲載等の形で刊行する予定があつて、全文の公表により授与者に明らかな不利益が生じる。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
7. 特許申請のため、全文の公表によって授与者に明らかな不利益が生じる。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
8. その他、インターネットで公表できない特別な事由がある。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

1. 博士論文提出の注意事項

- ・学位審査が終了し、内容が確定した最終版を提出してください。
- ・博士論文全文はPDFファイル（PDF/A(ISO-19005)が望ましい）で作成してください。また、PDFファイルには、テキストデータも含めてください。
- ・PDFファイルは、原則CD-ROMやUSBメモリなどのメディアで提出してください。
- ・表紙・目次・図表なども含め1ファイルで作成してください。なお、副論文・参考論文は除いてください。
- ・長期的な可読性・保存、アクセシビリティの確保のため、下記の点に注意して作成してください。
 - 機種あるいはベンダー依存の形式ではないこと
 - 外部情報源（外部フォント等）を参照していないこと
 - 暗号化・パスワードの設定・印刷制限等を行わないこと

2. 博士論文データの公開について

提出して頂いた博士論文（あるいは博士論文要約）のPDFファイルは、図書館でタイトルなどの書誌情報を付与して、本学学術リポジトリに登録し無償公開します。また、インターネットを通じて閲覧可能となります。国立国会図書館は本学学術リポジトリのデータを自動収集して取り込み、国会図書館内で公開します。

- ・北海道医療大学学術リポジトリ <https://hsuh.repo.nii.ac.jp/>

令和 年 月 日

博士論文の学術リポジトリ登録許諾書

北海道医療大学総合図書館長 殿

フリガナ 氏名	(自署)		所属	
学位取得後の連絡先	T E L		E-Mail	
論文題目				
学位授与年月日	年	月	日	指導教員の 確認 印
リポジトリ 登録・公開の 可否	<p>私が執筆しました上記の博士論文を、「北海道医療大学学術リポジトリ運用指針」に基づき、</p> <p><input type="checkbox"/>全文の登録および公開を許諾します。 <以下に該当する場合はネット公表に対する許諾が必要です> <input type="checkbox"/>出版済みの論文の全部または一部を博士論文に使用→著作権者の許諾 <input type="checkbox"/>他者の著作物(図表等)を博士論文に使用→著作権者の許諾 <input type="checkbox"/>博士論文の全部または一部が共同著作物→共著者全員の許諾</p> <p><input type="checkbox"/>「やむを得ない事由」に該当するため、論文内容の要約の登録および公開を許諾します。また、以下の公表可能日を経過した場合は、全文が登録および公開されることを許諾します。 <事由> <input type="checkbox"/>博士論文の全部または一部を投稿・出版予定のため <input type="checkbox"/>出版済みの論文の全部または一部を博士論文に使用し、著作権者の許諾を得られていないため <input type="checkbox"/>他者の著作物(図表等)を博士論文に使用し、著作権者の許諾を得られていないため <input type="checkbox"/>博士論文の全部または一部が共同著作物であり、共著者全員の許諾を得られていないため <input type="checkbox"/>特許を申請予定のため <input type="checkbox"/>その他 () 公表可能日：_____年 月 日</p> <p><input type="checkbox"/>「やむを得ない事由」に該当するため、論文内容の要約の登録および公開を許諾します。 <事由> <input type="checkbox"/>個人情報保護等のため <input type="checkbox"/>他の著作権者等の許諾を得られなかったため <input type="checkbox"/>その他 ()</p>			
備考				

<記入上の注意>

- この許諾書は、研究成果・教育資源のインターネット公開のため、著作権のうち複製権・公衆送信権について図書館に許諾を与えていただくものであり、**著作権を移譲するものではありません。**
- この許諾書に記入いただいた事項は、目的以外の用途には使用いたしません。
- 「指導教員の確認」について、論文博士の場合は推薦教員または主査とします。

5. Q & A よくあるご質問

Q. 学術リポジトリとは何ですか。

- A. 北海道医療大学学術リポジトリとは、本学で生産された研究成果・教育資源を収集し、電子的形態で蓄積・保存し、無償で公開することにより、本学の学術研究の発展と地域社会への貢献を目的とするものです。

Q. Word で作成しましたが、PDF ファイルに変換するにはどうすればよいでしょうか。

- A. 市販の PDF ファイルへの変換ソフトウェアを利用してください。なお、スキャンデータを PDF ファイルに変換した場合は、テキストデータが含まれないので注意してください。ご不明な場合は、図書館にご相談ください。

Q. 雑誌掲載論文を博士論文として提出予定です。

- A. まず、著作権を学会・出版社に譲渡しているか確認し、譲渡していた場合、博士論文として利用し、インターネット公表する権利があるか確認する必要があります。詳しくは「3. やむを得ない事由について ■著作権保護」をご覧ください。

Q. 書籍の一部を執筆し、その内容を博士論文に使用したいのですが。

- A. 雑誌と同様に権利確認が必要です。著作権譲渡契約の内容を確認するか、出版社に問い合わせてください。

Q. 日本語以外の言語で発表した自分の論文を、日本語に翻訳して博士論文に使用したいのですが。

- A. 翻訳する場合でも、博士論文に含むことが可能か、またその博士論文をインターネット公表できるかどうか、確認してください。

Q. 発表した自分の論文を改訂 (revise) して使用したいのですが。

- A. 改訂する場合でも、過去に学術雑誌論文として発表した記述等を含むのであれば、著作権譲渡契約の確認をしてください。

Q. 学内の論文誌に発表した内容であれば、著作権の確認は不要でしょうか。

- A. 発行主体の学内外を問わず、権利の確認をしてください。

Q. 共同著作物を博士論文に使用したいのですが。

- A. 2人以上の者が共同して創作した著作物であって、各人の著作した部分を分離して使用できないものものを「共同著作物」、共同著作物の著作権を「共有著作権」といいます。共有著作権は、著作権法第65条に「その共有者全員の合意によらなければ、行使することができない」とあります。

よって、共著論文の場合は、予め共著者全員の許諾を得ておいてください。博士論文がインターネット公表されることへの許諾も必要です。

卒業等で共著者と連絡が取れなくなる可能性も考慮して、早めに許諾を得ておいた方が良いでしょう。

Q. 図表や写真を博士論文に使用したいのですが。

- A. 引用については、「3. やむを得ない事由について 1-3. 他者の著作物を博士論文に使用している」をご覧ください。

- Q. 出版社との著作権譲渡契約書を見たのですが、機関リポジトリに登録してよいか書かれていません。
- A. 確認が取れない場合は、学会・出版社に問合せると良いでしょう。
なお、契約書の条項では、機関リポジトリの他に、“institution’s website”や“employer’s website”などの表現が使われている場合もあります。
- Q. 著作権譲渡契約書が見当たりません。
- A. 共著論文の場合は、責任著者（corresponding author）が契約書にサインすることが多いようです。他の著者が責任著者の場合は、その方に確認を取るようにしましょう。また、これから投稿する共著論文の場合は、必ず責任著者の方から契約内容を教えてもらうようにしましょう。それでも見つからない場合は、学会・出版社に確認すると良いでしょう。
- Q. アンケート調査結果を博士論文に使用したいのですが。
- A. 調査対象の個人情報扱う場合は、対象者の同意が必要です。
「3. やむを得ない事由について ■個人情報保護」を確認してください。
- Q. 博士論文をこれから学術雑誌に投稿する予定です。
- A. 多重公表に対するポリシーに抵触する恐れがあります。「3. やむを得ない事由について ■多重公表」をご覧ください。
- Q. 博士論文の公表後に、その内容の一部を学術雑誌に投稿する予定です。学術雑誌掲載論文を博士論文に含めた場合は、雑誌の規定によっては博士論文の文中に出典を明記する必要がありますが、公表後の博士論文に、公表後に受理された論文の出典を加えることは可能でしょうか。
- A. 順番としては、博士論文で公表した内容を雑誌に投稿することになるので、まず、学術雑誌の多重公表に対するポリシーを確認してください。また、博士論文として承認を受けて公表したものは変更することはできません。
- Q. 特許を申請したいです。
- A. 特許の申請にあたり、論文全文の公表によって授与者に明らかな不利益が生じる場合は、「やむを得ない事由」にあたります。登録許諾書にその旨記入し、要約と全文ファイルの両方を提出してください。やむを得ない事由が解消された時点で、要約から全文の公開に移行します。

6. 参考(学位規則および北海道医療大学学位規程 抜粋)

学位規則 (昭和二十八年四月一日文部省令第九号)

最終改正年月日:平成二八年四月一日文部科学省令第二三号

(論文要旨等の公表)

第八条

大学及び独立行政法人大学改革支援・学位授与機構は、博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から三月以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

第九条

博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から一年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表するものとする。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、当該博士の学位を授与した大学又は独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の承認を受けて、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、当該大学又は独立行政法人大学改革支援・学位授与機構は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

3 博士の学位を授与された者が行う前二項の規定による公表は、当該博士の学位を授与した大学又は独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の協力を得て、インターネットの利用により行うものとする。

北海道医療大学学位規程 (平成4年3月13日制定)

(平成27年4月1日から施行)

(学位論文要旨等の公表)

第16条 本学は、博士の学位を授与した日から3か月以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

(学位論文の公表)

第17条 博士の学位を授与された者は、学位を授与された日から1年以内に当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表するものとする。ただし、学位を授与される前に公表したときは、この限りではない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、本学の承認を受けて、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、本学は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

3 前項の規定により、論文の内容を要約したものを公表した場合、やむを得ない事由が消失した際には、速やかに当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表しなければならない。

4 博士の学位を授与された者が行なう前三項の規定による公表は、本学の協力のもと、インターネットの利用により行なうものとする。

以 上

IV. 諸規程

< 諸規程 >

- ・北海道医療大学大学院学則
 - ・学位規程
 - ・大学院薬学研究科学位規程施行細則
 - ・北海道医療大学大学院長期履修規程
-

○ 北海道医療大学大学院学則（昭和53年4月1日施行）

北海道医療大学大学院学則

昭和53年4月1日
施行

目次

- 第1章 総則（第1条—第7条）
- 第2章 教育課程、履修方法、教育方法、指導教員（第8条—第17条）
- 第3章 単位認定、学位論文審査、課程修了の認定、学位授与（第18条—第24条）
- 第4章 教員組織と運営機構（第25条—第28条）
- 第5章 学年、学期、休業日（第29条—第31条）
- 第6章 入学、休学、復学、退学、転学、転入学（第32条—第45条）
- 第7章 入学検定料及び学納金（第46条—第48条）
- 第8章 外国人学生、委託学生、聴講生、科目等履修生、特別聴講学生（第49条—第54条）
- 第9章 賞罰（第55条・第56条）
- 第10章 図書館、研究指導施設（第57条・第58条）

附則

第1章 総則

（理念・目的）

- 第1条 北海道医療大学大学院（以下「本大学院」という。）は、建学の理念に基づき、生命の尊重と個人の尊厳を基本として、保健と医療と福祉の連携・統合を図る教育を推進し、人間性豊かな高度専門職業人の養成ならびに独創的な研究活動を通して、社会の発展と人類の幸福に寄与することを教育理念とする。
- 2 本大学院は、建学の理念及び教育理念に基づき、学術の理論及び応用を教授研究し、高度な専門知識・技術の修得に加え、保健・医療・福祉分野の横断的な知識及び豊かな人間性を有した高度専門職業人の養成と最先端の研究活動を通じて、社会の発展、人類の幸福に寄与できる教育・研究者の養成を目的とする。
- 3 薬学研究科生命薬科学専攻（修士課程）においては、保健と医療と福祉の連携・統合を図る教育を推進し、医薬品の専門家としての確かな知識・技術を駆使し、先駆的かつ指導的役割を果たすことが出来る高度な薬科学研究者の養成を教育目的とする。
- 4 薬学研究科薬学専攻（博士課程）においては、保健と医療と福祉の連携・統合を図る教育・研究を推進し、研究活動を通して、人間性豊かで確かな倫理観を有する薬学研究者や教育指導者の養成を教育目的とする。
- 5 歯学研究科歯学専攻（博士課程）においては、高度な研究能力、歯科医療技術、深い学識、豊かな人間性を備えた歯学研究者あるいは専門医の養成を教育目的とする。
- 6 看護福祉学研究科看護学専攻（修士課程）においては、人々の健康と福祉の向上のために、高度専門職業人として看護領域の実践に寄与する人材、並びに研究者としての基礎的能力を備えた人材の養成を教育目的とする。
- 7 看護福祉学研究科看護学専攻（博士課程）においては、高度な学識及び独創的な研究力を有し、保健・医療・福祉分野において高度な実践を提供し指導的役割を担うことができる人材の養成を教育目的とする。
- 8 看護福祉学研究科臨床福祉学専攻（修士課程）においては、人々の健康と福祉の向上のために、高度専門職業人として福祉領域の実践に寄与する人材、並びに研究者としての基礎的能力を備えた人材の養成を教育目的とする。
- 9 看護福祉学研究科臨床福祉学専攻（博士課程）においては、高度な学識及び独創的な研究力を有し、保健・医療・福祉分野において高度な実践を提供し指導的役割を担うことができる人材の養成を教育目的とする。
- 10 心理科学研究科臨床心理学専攻（修士課程）においては、高度かつ実践的な専門的知識・技術力、及び関連領域の科学技術の発展に対する知識を持ち、Scientist and Practitionerの立場から地域的・国際的に貢献しうる高度専門職業人の養成を教育目的とする。
- 11 心理科学研究科臨床心理学専攻（博士課程）においては、心理学に関する応用領域の専門性をScientist and Practitionerとしての立場からより精緻に教育研究し、更に心理学の立場から心の研究の後継者となりうる人材の養成を教育目的とする。
- 12 リハビリテーション科学研究科リハビリテーション科学専攻（修士課程）においては、人々の健康と保健・福祉の向上にむけて、高度専門職業人としてリハビリテーション領域において実践的に寄与する人材の養成並びにリハビリテーション医学・医療の研究・発展に貢献できる人材の養成を教育目的とする。
- 13 リハビリテーション科学研究科リハビリテーション科学専攻（博士課程）においては、高度な研究能力、深い学

識、豊かな人間性、及び保健・医療・福祉分野において高度な実践能力を備えた指導的役割を担うことができる人材の養成を教育目的とする。

(自己評価等)

第2条 前条の目的を達成するために、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

(教育方法等の改善)

第3条 教育内容及び教育方法の改善を図るための組織的な研究及び研修の実施に努めるものとする。

(研究科専攻)

第4条 本大学院に次の研究科を置き、各研究科にそれぞれ専攻を置く。

薬学研究科 薬学専攻、生命薬科学専攻

歯学研究科 歯学専攻

看護福祉学研究科 看護学専攻、臨床福祉学専攻

心理科学研究科 臨床心理学専攻

リハビリテーション科学研究科 リハビリテーション科学専攻

(課程)

第5条 各研究科の課程は、次のとおりとする。

薬学研究科 薬学専攻 博士課程

生命薬科学専攻 修士課程

歯学研究科 歯学専攻 博士課程

看護福祉学研究科 看護学専攻 博士課程

臨床福祉学専攻 博士課程

心理科学研究科 臨床心理学専攻 博士課程

リハビリテーション科学研究科 リハビリテーション科学専攻 博士課程

2 修士課程は、広い視野に立って清深な学識を授け、各研究分野における研究能力または高度の専門性を要する職業などに必要な高度の能力を養うことを目的とする。

3 博士課程は、各研究分野について、研究者として自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うものとする。

(修業年限)

第6条 薬学研究科薬学専攻博士課程の標準修業年限は4年、生命薬科学専攻修士課程の標準修業年限は2年、歯学研究科歯学専攻博士課程の標準修業年限は4年、看護福祉学研究科看護学専攻、臨床福祉学専攻の博士課程の標準修業年限は5年、心理科学研究科臨床心理学専攻の博士課程の標準修業年限は5年、リハビリテーション科学研究科リハビリテーション科学専攻博士課程の標準修業年限は5年とする。

2 看護福祉学研究科看護学専攻、臨床福祉学専攻博士課程、心理科学研究科臨床心理学専攻博士課程並びにリハビリテーション科学研究科リハビリテーション科学専攻博士課程は、前期2年の課程及び後期3年の課程に区分し、前期2年の課程は修士課程とする。

3 薬学研究科、看護福祉学研究科、心理科学研究科及びリハビリテーション科学研究科修士課程の学生は4年を超えて本大学院に在学することはできない。看護福祉学研究科、心理科学研究科及びリハビリテーション科学研究科博士課程(後期3年の課程)の学生は6年、薬学研究科および歯学研究科博士課程の学生は8年を超えて本大学院に在学することはできない。

(収容定員)

第7条 本大学院の収容定員は、次のとおりとする。

薬学研究科修士課程(生命薬科学専攻)

収容定員6名

(入学定員3名)

薬学研究科博士課程(薬学専攻)

収容定員12名

(入学定員3名)

歯学研究科博士課程(歯学専攻)

収容定員72名

(入学定員18名)

看護福祉学研究科修士課程(看護学専攻)

収容定員30名

看護福祉学研究科修士課程（臨床福祉学専攻）	（入学定員15名）
	収容定員10名 （入学定員5名）
看護福祉学研究科博士課程（後期3年の課程） （看護学専攻）	収容定員6名 （入学定員2名）
（臨床福祉学専攻）	収容定員6名 （入学定員2名）
心理科学研究科修士課程 （臨床心理学専攻）	収容定員40名 （入学定員20名）
心理科学研究科博士課程（後期3年の課程） （臨床心理学専攻）	収容定員6名 （入学定員2名）
リハビリテーション科学研究科修士課程 （リハビリテーション科学専攻）	収容定員10名 （入学定員5名）
リハビリテーション科学研究科博士課程（後期3年の課程） （リハビリテーション科学専攻）	収容定員6名 （入学定員2名）

第2章 教育課程、履修方法、教育方法、指導教員

（履修方法）

- 第8条 薬学研究科修士課程においては、研究科に2年以上在学し、所定の授業科目について30単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、薬学研究科の行う修士学位論文の審査及び最終試験を受けるものとする。
- 2 薬学研究科博士課程においては、研究科に4年以上在学し、30単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、薬学研究科の行う博士学位論文の審査及び試験を受けるものとする。ただし、在学期間に関しては、特に優れた研究業績をあげたと評議会が認めた場合は、大学院博士課程に3年以上在学すれば足りるものとする。
- 3 歯学研究科博士課程においては、研究科に4年以上在学し、30単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、歯学研究科の行う博士学位論文の審査及び最終試験を受けるものとする。ただし、在学期間に関しては、特に優れた研究業績をあげたと評議会が認めた場合は、大学院に3年以上在学すれば足りるものとする。
- 4 看護福祉学研究科修士課程においては、研究科に2年以上在学し、所定の授業科目について32単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、看護福祉学研究科の行う修士学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験を受けるものとする。
- 5 看護福祉学研究科博士課程においては、研究科に5年（修士課程を修了した者にあつては当該課程における2年の在学期間を含む）以上在学し、看護学専攻は44単位以上（後期3年の課程においては12単位以上）、臨床福祉学専攻は44単位以上（後期3年の課程においては12単位以上）修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ看護福祉学研究科の行う博士学位論文の審査及び最終試験を受けるものとする。ただし、在学期間に関しては、特に優れた研究業績をあげたと評議会が認めた場合は、修士課程における2年の在学期間を含めて大学院博士課程に3年以上在学すれば足りるものとする。
- 6 心理科学研究科修士課程においては、研究科に2年以上在学し、所定の授業科目について50単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、心理科学研究科の行う修士学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験を受けるものとする。
- 7 心理科学研究科博士課程においては、研究科に5年（修士課程を修了した者にあつては当該課程における2年の在学期間を含む）以上在学し、60単位以上（後期3年の課程においては10単位以上）修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、心理科学研究科の行う博士学位論文の審査及び最終試験を受けるものとする。ただし、在学期間に関しては、特に優れた研究業績をあげたと評議会が認めた場合は、修士課程における2年の在学期間を含めて大学院博士課程に3年以上在学すれば足りるものとする。
- 8 リハビリテーション科学研究科修士課程においては、研究科に2年以上在学し、所定の授業科目について30単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、リハビリテーション科学研究科の行う修士学位論文の審査及び

最終試験を受けるものとする。

- 9 リハビリテーション科学研究科博士課程においては、研究科に5年（修士課程を修了した者にあつては当該課程における2年の在学期間を含む）以上在学し、42単位以上（後期3年の課程においては12単位以上）修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、リハビリテーション科学研究科の行う博士学位論文の審査及び最終試験を受けるものとする。ただし、在学期間に関しては、特に優れた研究業績をあげたと評議会が認めた場合は、修士課程における2年の在学期間を含めて大学院博士課程に3年以上在学すれば足りるものとする。

（教育課程）

第9条 薬学研究科に設ける授業科目、配当単位数及び履修方法は、別表(A)―I・(A)―II・(B)―I・(B)―IIのとおりとする。

2 歯学研究科に設ける授業科目、配当単位数及び履修方法は、別表(C)のとおりとする。

3 看護福祉学研究科に設ける授業科目、配当単位数及び履修方法は、別表(D)・(E)のとおりとする。

4 心理科学研究科に設ける授業科目、配当単位数及び履修方法は、別表(F)・(G)のとおりとする。

5 リハビリテーション科学研究科に設ける授業科目、配当単位数及び履修方法は、別表(H)・(I)のとおりとする。

（単位数）

第10条 各研究科における授業科目に対する単位数は、授業の方法に応じ、教育効果、授業時間外に必要な学習等を考慮し、次の基準によって計算する。

(1) 講義及び演習については、15時間ないし30時間をもって1単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30時間ないし45時間をもって1単位とする。

（1年間の授業期間）

第11条 1年間の授業を行う期間は、試験等の期間を含め35週にわたることを原則とする。

（長期にわたる教育課程の履修）

第12条 各研究科は、別に定めるところにより、学生が職業を有している等の事情により、第6条に規定する標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し、修了することを希望する旨申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

2 前項に規定する長期にわたる教育課程の履修期間は、次の各号に定めるとおりとし、1年単位で認めるものとする。

(1) 修士課程

3年又は4年

(2) 博士課程（後期3年の課程）

4年から6年

(3) 薬学研究科博士課程及び歯学研究科博士課程

5年から8年

（指導教員）

第13条 指導教員は、学生の履修すべき授業科目担当の本大学院専任教員をもって充てる。

2 指導教員は、その学生の本大学院における研究一般及び学位論文の作成について指導する。

（授業科目の選定）

第14条 学生は、自己の履修すべき授業科目の選定に当たっては、あらかじめ指導教員の指導を受けなければならない。

2 指導教員は、必要があると認めるときは、学生に対して学部の授業科目を指定してこれを履修させることができる。

（教育方法の特例）

第15条 本大学院では、夜間その他特定の時間又は時期において教育を行うことができる。

2 本大学院では、一部の授業科目について、多様なメディアを高度に利用して、授業を教室以外の場所で行うことができる。

（特別聴講）

第16条 本大学院に在籍する学生が、他の大学院および本学の他の研究科において専攻分野に関する科目を履修しようとするときは、当該研究科委員会の議を経て、両大学院等の協議に基づき、特別聴講としてその履修を認めることができる。

2 特別聴講の許可、単位認定等の申請手続きについては、両大学院等の協議に定めるもののほか、当該研究科の定めるところによる。

(デュアルディグリー・プログラム)

第17条 教育上有益と認められる時は、本学研究科と外国の大学院との協定に基づく学生の相互留学と単位互換により双方が学位を授与するデュアルディグリー・プログラムを行うことができる。

2 デュアルディグリー・プログラム実施に関する取り扱いについては別に定める。

第3章 単位認定、学位論文審査、課程修了の認定、学位授与

(単位認定)

第18条 履修授業科目の単位の認定は、筆記若しくは口頭試験又は研究報告によるものとする。

2 前項に定める試験等の成績は、優、良、可及び不可に分け、優、良、可を合格として単位を与え、不可は不合格とする。

3 第16条の規定により修得した科目、単位数については10単位を超えない範囲で、これを本学大学院における科目、単位数の修得とみなすことができる。

4 本大学院に入学する前に他の大学院において履修した授業科目について修得した単位(第52条の規定により科目等履修生として修得した単位を含む)を、本大学院における授業科目の履修とみなし、10単位を超えない範囲で認定することができる。

(学位論文の提出)

第19条 学位論文は、所定の期日までに当該研究科長を経て学長に提出するものとする。

(学位論文の審査)

第20条 学長は、前条の規定により学位論文の提出を受けたときは、別に定める学位規程により論文の審査を行う。

(学位論文の評価)

第21条 学位論文は、当該専攻科目の専攻分野における精深な学識と研究能力を証示するに足るものをもって合格とする。

(最終試験)

第22条 最終試験は、学位論文を中心として、これに関連する授業科目について筆記又は口頭によりこれを行う。

(課程修了の認定)

第23条 薬学研究科修士課程の修了は、2年以上在学し、所定の授業科目について30単位以上を修得し、必要な研究指導を受け、かつ、学位論文の審査及び最終試験に合格した者についてこれを認定する。

2 薬学研究科博士課程の修了は、原則として4年以上在学し、所定の授業科目について30単位以上を修得し、必要な研究指導を受け、かつ、学位論文の審査及び最終試験に合格した者についてこれを認定する。

3 歯学研究科博士課程の修了は、原則として、4年以上在学し、所定の授業科目について30単位以上を修得し、必要な研究指導を受け、かつ、学位論文の審査及び最終試験に合格した者についてこれを認定する。

4 看護福祉学研究科修士課程の修了は、原則として、2年以上在学し、所定の授業科目について32単位以上を修得し、必要な研究指導を受け、かつ、学位論文の審査及び最終試験に合格した者についてこれを認定する。

5 看護福祉学研究科博士課程(後期3年の課程)の修了は、原則として3年以上在学し、所定の授業科目について、看護学専攻は12単位以上、臨床福祉学専攻は12単位以上を修得し、必要な研究指導を受け、かつ、学位論文の審査及び最終試験に合格した者についてこれを認定する。

6 心理科学研究科修士課程の修了は、原則として、2年以上在学し、所定の授業科目について50単位以上を修得し、必要な研究指導を受け、かつ、学位論文の審査及び最終試験に合格した者についてこれを認定する。

7 心理科学研究科博士課程(後期3年の課程)の修了は、原則として3年以上在学し、所定の授業科目について10単位以上を修得し、必要な研究指導を受け、かつ、学位論文の審査及び最終試験に合格した者についてこれを認定する。

8 リハビリテーション科学研究科修士課程の修了は、2年以上在学し、所定の授業科目について30単位以上を修得し、必要な研究指導を受け、かつ、学位論文の審査及び最終試験に合格した者についてこれを認定する。

9 リハビリテーション科学研究科博士課程(後期3年の課程)の修了は、原則として3年以上在学し、所定の授業科目について、12単位以上を修得し、必要な研究指導を受け、かつ、学位論文の審査及び最終試験に合格した者についてこれを認定する。

10 課程修了の認定は、学長が行う。

(学位の授与)

第24条 薬学研究科修士課程を修了した者に対しては、修士(生命薬科学)、薬学研究科博士課程を修了した者に対しては、博士(薬学)の学位を授与する。

2 歯学研究科博士課程を修了した者に対しては、博士(歯学)の学位を授与する。

- 3 看護福祉学研究科修士課程の看護学専攻を修了した者に対しては、修士（看護学）、臨床福祉学専攻を修了した者に対しては、修士（臨床福祉学）、看護福祉学研究科博士課程（後期3年の課程）の看護学専攻を修了した者に対しては、博士（看護学）、臨床福祉学専攻を修了した者に対しては、博士（臨床福祉学）の学位を授与する。
- 4 心理科学研究科修士課程を修了した者に対しては、修士（臨床心理学）博士課程（後期3年の課程）を修了した者に対しては、博士（臨床心理学）の学位を授与する。
- 5 リハビリテーション科学研究科修士課程を修了した者に対しては、修士（リハビリテーション科学）、博士課程を修了した者に対しては博士（リハビリテーション科学）の学位を授与する。
- 6 学位に関する規程は、別に定める。

第4章 教員組織と運営機構

（教員組織）

第25条 本大学院の授業及び研究指導を担当する教員には、本大学院教授をこれに充てる。ただし、特別の事情がある場合には、准教授、講師及び助教を充てることができる。

（評議会）

第26条 本学に評議会を置く。

2 評議会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 総合図書館長
- (4) 各学部長
- (5) 各研究科長
- (6) 先端研究推進センター長
- (7) 大学病院長
- (8) 歯科クリニック院長
- (9) 予防医療科学センター長
- (10) 歯学部附属歯科衛生士専門学校長
- (11) 学長が指名する教授

3 評議会は、次の事項を審議し、学長に対し意見を述べるものとする。

- (1) 全学の教育及び研究の基本に関する事項
- (2) 学則その他教学に関する重要な規程の制定及び改廃に関する事項
- (3) 学生の入学、卒業及び課程の修了その他学生の身分取扱いの基本に関する事項
- (4) 学位授与の基本に関する事項
- (5) 学生の学修評価の基本に関する事項
- (6) 教育課程の編成の基本に関する事項
- (7) 教員の教育研究業績の審査等の基本に関する事項
- (8) その他学長が評議会の意見を聴くことが必要と定める事項

4 評議会は、前項に規定するもののほか、学長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

5 評議会に関し、その他必要な事項は別に定める。

（研究科委員会）

第27条 本大学院各研究科に研究科委員会を置く。

2 各研究科委員会は、次に掲げるものをもって組織する。

- (1) 各研究科の教授
- (2) その他各研究科委員会の議を経て研究科長が認めたもの。

3 各研究科委員会は、各研究科に関する次の事項を審議し、学長に対し意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学、卒業及び課程の修了その他学生の身分取扱いに関する事項
- (2) 学位の授与に関する事項
- (3) 学生の学修評価に関する事項
- (4) 教育課程の編成に関する事項
- (5) 教員の教育研究業績の審査等に関する事項
- (6) その他研究科長が必要と定める事項及び学長から諮問のあった事項

4 各研究科委員会は、前項に規定するもののほか、研究科長が統括する教育研究に関する事項について審議し、及び研究科長の求めに応じ、意見を述べることができる。

5 各研究科委員会に関し、その他必要な事項は別に定める。

(事務組織)

第28条 本大学院に、事務職員を置く。

第5章 学年、学期、休業日

(学年)

第29条 学年は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(学期)

第30条 学年は、次の2学期に分ける。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第31条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 「国民の祝日に関する法律」に規定する休日

(3) 創立記念日 10月10日

(4) 春期休業日 4月1日から4月10日まで

(5) 夏期休業日 7月10日から8月31日まで

(6) 冬期休業日 12月10日から翌年1月25日まで

2 学長が必要と認めるときは、休業日を変更又は臨時に休業日を定めることができる。

第6章 入学、休学、復学、退学、転学、転入学

(入学の時期)

第32条 本大学院に入学する時期は、学年始め又は学期の始めとする。

(入学資格)

第33条 薬学研究科、看護福祉学研究科、心理科学研究科及びリハビリテーション科学研究科の修士課程に入学を志望できる者は、次のとおりとする。

(1) 大学を卒業した者

(2) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者

(3) 文部科学大臣が指定した者

(4) その他本大学院各研究科において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

2 看護福祉学研究科及び心理科学研究科の博士課程（後期3年の課程）に入学を志望できる者は、次のとおりとする。

(1) 修士の学位を有する者

(2) その他本大学院各研究科において、これと同等以上の学力があると認められた場合

3 薬学研究科博士課程に入学を志望できる者は、次のとおりとする。

(1) 大学（6年課程）を卒業した者

(2) 修士の学位を有する者

(3) 外国において、学校教育における18年の課程を修了した者

(4) 文部科学大臣が指定した者

(5) その他本大学院薬学研究科において、大学（6年課程）を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

4 歯学研究科に入学を志望できる者は、次のとおりとする。

(1) 大学（医学又は歯学の学部）を卒業した者

(2) 外国において、学校教育における18年の課程（最終の課程は、医学又は歯学）を修了した者

(3) 文部科学大臣が指定した者

(4) その他本大学院歯学研究科において、大学（医学又は歯学の学部）を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

(入学志願)

第34条 入学志願者は、入学願書に所定の書類及び入学検定料を添えて、指定の期日までに願出しなければならない。

(入学検定)

第35条 入学検定は、入学志願者の学力、人物及び身体について行う。

2 前項の選考方法、時期等については、その都度定める。

(入学手続、入学許可)

第36条 前条の選考結果に基づき合格の通知を受けた者は、指定の期日までに保証人と連署の誓約書及び所定の書類に入学金その他の経費を添えて入学手続を完了しなければならない。

2 学長は、前項の手続を完了した者に入学を許可する。

(保証人)

第37条 保証人は、学生が在学中に本学に対して負う学費・諸納付金等の債務、施設・備品等に損害を与えた場合の損害賠償金、その他一切の債務について、保証書に定める極度額の範囲内において、学生と連帯して保証するものとする。

2 保証人は、身上引受人として、学生の身上について一切の責任を負うものとする。

3 学長は、保証人が不相当と認めるときは、その変更を命ずることができる。

4 保証人は、その住所及び身分に異動があったときは、速やかに届け出なければならない。

5 保証人が死亡し、又はその他の事由でその責任を果たし得ない場合には、速やかに保証人の変更願いを提出し、学長の許可を得なければならない。

(休学)

第38条 病気その他やむを得ない事由によって、引き続き3か月以上欠席する場合は、保証人連署の休学願を提出し、学長の許可を得て休学することができる。

2 病気を理由とする休学願には、医師の診断書を添えなければならない。

3 学長は、学生が病気その他の理由により修学させることが適当でないとき、第1項に定める手続をまたず、当該学生を休学させることができる。

(休学の期間)

第39条 休学の期間は、1年を限度とする。ただし、やむを得ない理由がある場合は、前条の手続きにより引き続き休学し、又は休学させることができる。

2 休学の期間は、通算して2年を超えることはできない。

3 休学の期間は、在学年数に算入しない。

(復学)

第40条 休学の理由が消滅し、復学しようとする者は、保証人と連署の復学願を提出し、学長の許可を得なければならない。この場合、休学の理由が病気の場合は、医師の診断書を添えなければならない。

(退学)

第41条 退学しようとする者は、保証人と連署のうえ退学願を提出し、学長の許可を得なければならない。

(除籍)

第42条 学長は、次の各号の一に該当する者については、当該研究科の研究科委員会の議を経て除籍することができる。

(1) 薬学研究科修士課程、看護福祉学研究科修士課程、心理科学研究科修士課程又はリハビリテーション科学研究科修士課程において、在学4年に及び、若しくは看護福祉学研究科博士課程(後期3年の課程)、心理科学研究科(後期3年の課程)又はリハビリテーション科学研究科博士課程(後期3年の課程)において、在学6年に及び、若しくは薬学研究科博士課程又は歯学研究科博士課程において、在学8年に及び、修業の見込みがないと認められた者(ただし、休学期間を算入しない。)

(2) 第38条第2項に定める休学の期間満了後、第39条に定める復学願出のない者

(3) 学納金を滞納し、催促を受けても納付しない者

(4) 死亡、又は1年以上行方のわからない者

(再入学)

第43条 正当の理由により退学した者が、再入学を願い出た場合は、学年の始めに限り選考のうえ、これを許可することがある。この場合には、既修の授業科目の全部又は一部を履修させることがある。

(転学)

第44条 本大学院の学生が、他の大学院に転学しようとするときは、保証人と連署の転学願を提出し、学長の許可を得なければならない。

(転入学)

第45条 他の大学院の学生が、所属大学院の長の承諾書を添えて、本大学院に転入学を志願したときは、欠員のある

場合に限り、選考のうえ、これを許可することがある。

第7章 入学検定料及び学納金

(学生納入金)

第46条 入学検定料、入学金、授業料の年額は、次のとおりとする。

	薬学研究科	歯学研究科	看護福祉学研究科	心理科学研究科	リハビリテーション科学研究科	備考
入学検定料	30,000円	30,000円	30,000円	30,000円	30,000円	入学時のみ 本学卒業生免除 修士課程 博士課程
入学金	200,000円	200,000円	200,000円	200,000円	200,000円	
授業料	800,000円	750,000円	800,000円	800,000円	750,000円	

- 前項の規定にかかわらず、第12条に規定する長期にわたる教育課程の履修を認められた者（以下「長期履修学生」という。）の授業料の年額は、長期履修学生として、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修することを認められた期間（以下「長期履修期間」という。）に限り、前項に定める授業料の年額に第6条に定める当該研究科の標準修業年限に相当する年数を乗じて得た額を長期履修期間の年数で除した額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げ、以下同様とする。）とする。
- 長期履修学生が、履修期間の変更（短縮又は延長）を認められた場合の授業料の年額は、第1項に規定する授業料の年額に第6条に定める当該研究科の標準就業年限を乗じて得た額からすでに納入した授業料の総額を減じて得た額を変更後の履修期間の年数で除して得た額とする。
- 看護福祉学研究科看護学専攻のNP資格取得コースを履修する学生の特別実習費の金額は次のとおりとする。
特別実習費：50,000円
- 聴講生、特別聴講学生、科目等履修生の検定料、入学金、授業料の金額は次のとおりとする。

	聴講生	特別聴講学生	科目等履修生	備考
入学検定料	5,000円	10,000円	10,000円	1単位
履修登録料	—	15,000円	15,000円	
授業料	10,000円	20,000円	20,000円	

- 授業料は、学年度の当初において、これを納入する。ただし、次の2期に分けて納入することができる。
1期 4月15日まで
2期 9月15日まで

7 納入した入学検定料、入学金、授業料は、特別の事情のある場合を除き返戻しない。

(復学、退学、除籍及び休学等の場合の学納金)

第47条 復学者及び留年者に対しては、当該学年の学納金を徴収する。

- 前期若しくは後期中途で退学した者、又は除籍された者に対しては、当該期分の学納金を徴収する。
- 前期又は後期中途で休学した者は、休学した当該期の授業料等を全額納入するものとする。
- 休学が前期又は後期の全期間にわたる者は、当該期は授業料等に替えて休学在籍料を納入するものとする。休学在籍料は半期50,000円とする。

(学納金の徴収の猶予)

第48条 経済的理由によって、納入が困難であり、かつ、学業優秀又はその他やむを得ない事情があると認められる場合は、学納金の徴収を猶予することがある。

- 学納金納入猶予期間は、納入期間後（1・2期とも）3か月以内とし、納入しない者は、学則第41条の規定により除籍とする。

第8章 外国人学生、委託学生、聴講生、科目等履修生、特別聴講学生

(外国人学生)

第49条 外国人で、本大学院に入学を志願する者がいるときは、外国人学生として特別に選考のうえ、入学を許可することがある。

- 前項の選考方法は、学長が定める。

(入学志願)

第50条 前条の規定により入学を志願する者は、第32条に定めるもののほか、日本に在住し、学業に従事することが適法であることを証明するに足る外務省若しくは在外公館の紹介状又は自国公館の証明書を添付して、指定の期日までに願出しなければならない。

(委託学生)

第51条 官公庁、外国政府、学校、研究機関及び民間団体等から本大学院における修学を委託された者は第31条及び第32条の規定にかかわらず、これを委託学生として、正規の学生の修学に支障のない限り、選考のうえ入学を許可する。

2 委託学生には、本条に定めるもののほか、正規の学生の規定を準用し、更に必要な事項については、別に定める。

(聴講生)

第52条 本大学院の一または複数の授業科目について聴講を志望する者に対しては、正規の学生の修業に支障のない限り、選考のうえ、聴講生として受講を許可することができる。

2 聴講生の聴講は、学年又は学期の始めに限り許可するものとする。

3 聴講生に関する規定は別に定める。

(科目等履修生)

第53条 本大学院の一または複数の授業科目について履修を志望する本大学院の学生以外の者に対しては、正規の学生の修業に支障のない限り、選考のうえ科目等履修生として受講を許可することができる。

2 科目等履修生の受講は、学年又は学期の始めに限り許可することができる。

3 科目等履修生に関する規程は別に定める。

(特別聴講学生)

第54条 他の大学院学生が、本学の大学院において専攻分野に関する科目を履修し、単位を修得しようとするとき、または、本学の大学院学生が他の研究科において専攻分野に関する科目を履修し、単位を修得しようとするときは、両大学院等の協議に基づき、特別聴講学生として10単位を超えない範囲でこれを許可することがある。

2 特別聴講学生に対する所定の単位の授与方法については、第17条の規定によるものとする。

3 特別聴講学生が本学の規則に違反したときには、その許可を取り消すことができる。

第9章 賞罰

(表彰)

第55条 人物及び学業成績の特に優れた者に対して、学長は当該研究科の研究科委員会の議を経て、表彰することができる。

(懲戒)

第56条 学長は、大学院の学則、その他本学の定める規則若しくは命令に背き、又は学生の本分に反する行為のあった者に対して、当該研究科の研究科委員会の議を経て懲戒に付すことができる。

2 懲戒は、譴責、停学、退学とする。

3 懲戒退学は、次の各号の一に該当する者について行う。

- (1) 性行が不良で、改善の見込みのない者
- (2) 学力が劣等で、成業の見込みのない者
- (3) 正当な理由がないのに、出席が常でない者
- (4) 学内の秩序を乱し、その他学生の本分に反する者

第10章 図書館、研究指導施設

(図書館)

第57条 本学に図書館を置き、図書その他の文献及び研究資料を収集管理し、本大学院生の閲覧に供する。

(研究指導施設・設備)

第58条 本学学部の諸施設は、必要に応じて、本大学院学生の研究及び指導に充てるものとする。

附 則

～以下略～

○ 学位規程（平成4年3月13日制定）

学位規程

平成4年3月13日
制定

（趣旨）

第1条 学位規則（平成3年文部省令第27号）第13条の規定に基づき、北海道医療大学（以下「本学」という。）が行う学位の授与については、本学及び本大学院学則に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

（学士の学位授与の要件）

第2条 学士の学位は、本学学則の定めるところにより、卒業した者に授与するものとする。

（修士の学位授与の要件）

第3条 修士の学位は、本大学院学則の定めるところにより、修士課程を修了した者に授与するものとする。

（博士の学位授与の要件）

第4条 博士の学位は、本大学院学則の定めるところにより、博士課程を修了した者に授与するものとする。

2 前項に定めるもののほか、博士の学位は当該研究科の行う博士論文の審査及び最終試験に合格し、かつ、当該研究科の博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認（以下「学力の確認」という。）された者に授与するものとする。

（学位論文の提出）

第5条 第3条及び第4条第1項の規定により論文の審査を願い出ようとする者は、学位論文審査願（別紙様式第4）に学位論文、論文要旨、論文目録（別紙様式第6）、履歴書（別紙様式第7）及び論文審査料を添え、当該研究科長を経て学長に提出するものとする。

2 前条第2項の規定により学位を申請する者は、学位申請書（別紙様式第5）に学位論文、論文要旨、論文目録（別紙様式第6）、履歴書（別紙様式第7）及び論文審査料を添え、当該研究科長を経て学長に提出するものとする。

3 学位論文の提出部数並びに期限については、別に定める。

4 論文審査料については、別に定める。

5 既納の論文審査料並びに受理した論文は、いかなる理由があってもこれを返却しない。

（学位論文の受理）

第6条 学位論文の受理は当該研究科委員会の議を経て学長が決定し、その審査を当該研究科委員会に付託する。

（審査委員会）

第7条 前条の規定により学位論文の審査を付託された当該研究科委員会は、当該研究科の中から3名以上の審査委員（主査1名、副査2名以上）を選出して、審査委員会を設ける。

2 審査委員の主査は、指導教員以外から選出する。

3 研究科委員会は、審査のため必要があると認めるときは、次の各号に掲げる者を審査委員の一部の者として充てることができる。

（1）他の研究科の教員等

（2）他の大学院又は研究所等の教員等

（審査、最終試験及び学力の確認）

第8条 審査委員会は、学位論文の審査、最終試験及び学力の確認を行う。

2 最終試験は、学位論文を中心として、これに関連のある科目について行う。

3 第4条第2項に規定する学力の確認は、試験により行うものとし、試験は口頭又は筆記によるほか、外国語については2か国語を課する。

4 審査委員会は、前項の規定にかかわらず申請者の経歴及び提出論文以外の業績を審査し、研究科委員会の議を経て、その審査をもって試験に代えることができる。

（審査期間）

第9条 審査委員会は、修士の学位についてはその学年末までに、博士の学位については学位論文が受理された日から1年以内に、審査及び最終試験等を終了するものとする。ただし、特別の事由があるときは、当該研究科委員会の議を経て、その期間を1年以内に限り延長することができる。

（審査委員会の報告）

第10条 審査委員会は、学位論文の審査及び最終試験等が終了したときは学位論文、学位論文審査、最終試験及び学力の確認の結果の要旨に学位を授与できるか否かの意見を添えて当該研究科委員会に文書で報告するものとする。

2 審査委員会は、論文審査の結果、その内容が著しく不良であると認めたときは、最終試験及び学力の確認を行わ

ないことがある。この場合は、前項の規定にかかわらず最終試験等の結果の要旨を添付することを要しない。

(研究科委員会の審議)

第11条 前条の研究科委員会は、前条の報告に基づいて審議し、学位を授与すべきか否かを議決する。

2 前項の議決をするには、研究科委員全員の4分の3以上の出席を必要とし、かつ、出席委員の3分の2以上の賛成がなければならない。

(審議結果の報告)

第12条 研究科委員会が前条の議決をしたときは、当該研究科長は文書により学長に報告するものとする。

(学士の学位の授与)

第13条 学長は、第2条の規定に基づき学士の学位を授与すべき者には、学位記(別紙様式1)を授与し、学士の学位を授与しない者には、その旨を通知する。

(修士の学位の授与)

第14条 学長は、第12条の報告に基づき修士の学位を授与すべき者には、学位記(別紙様式2)を授与し、修士の学位を授与しない者には、その旨を通知する。

(博士の学位の授与)

第15条 学長は、第12条の報告に基づき博士の学位を授与すべき者には、第4条第1項による者については学位記(別紙様式2)を、また、同条第2項による者については学位記(別紙様式3)を授与し、博士の学位を授与しない者には、その旨を通知する。

(学位論文要旨等の公表)

第16条 本学は、博士の学位を授与した日から3か月以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

(学位論文の公表)

第17条 博士の学位を授与された者は、学位を授与された日から1年以内に当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表するものとする。ただし、学位を授与される前に公表したときは、この限りではない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、本学の承認を受けて、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、本学は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

3 前項の規定により、論文の内容を要約したものを公表した場合、やむを得ない事由が消失した際には、速やかに当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表しなければならない。

4 博士の学位を授与された者が行なう前三項の規定による公表は、本学の協力のもと、インターネットの利用により行なうものとする。

(専攻分野の名称)

第18条 本学が授与する学位に付記する専攻分野の名称は、「生命薬科学」、「薬学」、「歯学」、「看護学」、「臨床福祉学」、「臨床心理学」、「リハビリテーション科学」、「理学療法学」、「作業療法学」、「言語聴覚療法学」、「臨床検査学」とする。

(学位の名称使用)

第19条 学位を授与された者が学位の名称を用いるときは、本学から授与された旨を付記するものとする。

(学位授与の取消し)

第20条 学位を授与された者が、その名誉を汚す行為をしたとき、又は不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したときは、学長は、学士の学位を授与された者に対しては当該教授会及び評議会の議を経て、修士又は博士の学位を授与された者に対しては当該研究科委員会及び評議会の議を経て、既に授与した学位を取り消し、学位記を返還させ、かつ、その旨を公表するものとする。

2 前項の議決をするには、当該委員全員の4分の3以上の出席を必要とし、かつ、出席委員の3分の2以上の賛成がなければならない。

(登録及び報告)

第21条 本学において学位を授与したときは、学長は学位簿に登録するものとする。

2 博士の学位を授与したときは、学位を授与した日から3か月以内に学位授与報告書(別紙様式第8)を文部大臣に提出するものとする。

(細則)

第22条 この規程に定めるもののほか、必要な細則は別に定める。

(改廃)

第23条 この規程の改廃は、評議会の議を経て行う。

附 則

- 1 この規程は、平成4年3月13日から施行する。
- 2 東日本学園大学大学院学位規程（昭和59年4月1日制定）は、廃止する。

附 則

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この規程は、平成23年6月1日から施行する。
- 2 改正後の第18条「生命薬科学」の専攻分野名称については、薬学研究科生命薬科学専攻の平成22年度入学生にも適用する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年10月1日から施行する。

別紙様式1

（第13条関係）

別紙様式2

（第14条関係）

別紙様式3

（第15条関係）

別紙様式4

（第5条第1項の規定による学位論文審査願の様式：A4版）

別紙様式5

（第5条第2項の規定による学位申請書の様式：A4版）

別紙様式6

（第5条の規定による論文目録の様式：A4版）

別紙様式7

（第5条の規定による履歴書の様式：A4版）

別紙様式8

（第21条第2項の規定による学位授与報告書の様式：B4版）

○ 大学院薬学研究科学学位規程施行細則（昭和59年3月26日制定）

大学院薬学研究科学学位規程施行細則

昭和59年3月26日
制定

第1条 この細則は、学位規程第22条の規定により学位規程施行に関する事項を定める。

第1章 修士学位論文取扱細則

第2条 学位規程第3条の規定により、修士（薬学）の学位論文の審査を受けようとする者は、次の書類を学長に提出しなければならない。提出の期日については、毎年12月当該学生に通知する。

- (1) 学位論文審査願（様式1） 1通
- (2) 学位論文（様式4） 4部
- (3) 論文要旨（様式5） 17部
- (4) その他必要な参考資料 4部
- (5) 履歴書（様式7） 1通

第3条 学位規程第7条の規定により、研究科委員会は審査委員会を設ける。

- 2 学位規程第8条の規定により、審査委員会は学位論文の審査及び最終試験を行う。
- 3 学位規程第10条の規定により、審査委員会は研究科委員会に学位論文、学位論文審査の要旨及び最終試験等の結果の要旨に学位を授与できるか否かの意見を添えて、様式11により報告する。
- 4 学位規程第11条の規定により、研究科委員会は学位を授与すべきか否かを議決する。
- 5 学位規程第12条の規定により、研究科長は学長に様式15により報告する。
- 6 学位規程第14条の規定による手続は、3月中に完了するものとする。

第2章 課程博士学位論文取扱細則

第4条 学位規程第4条第1項の規定により、博士（薬学）の学位論文の審査を受けようとする者は、次の書類に論文審査料を添えて、学長に提出しなければならない。提出の期日については、毎年10月（4月）当該学生に通知する。

- (1) 学位論文審査願（様式1） 1通
- (2) 学位論文（様式4） 4部
- (3) 学位論文要旨（様式5） 17部
- (4) 論文目録（様式6） 4部
- (5) 学位論文の基礎となる報文 4部
- (6) 同上報文の共著者承諾書（様式8） 1通
- (7) 履歴書（様式7） 1通
- (8) 論文審査料 50,000円

2 学位論文の基礎となる報文は、査読のある学術雑誌に印刷公表されたもの又は掲載許可の証明がある原報とする。これらの報文は1報以上とし、次の要件を満たすことを原則とする。

- (1) 1報以上は第1著者であること。
- (2) (1)の1報以上は英語の報文であること。

3 共著である前項の報文には、申請者以外の共著者がその報文を学位の申請に用いたこともなく、また用いない旨の承諾書を添付しなければならない。

第5条 学位規程第7条の規定により、研究科委員会は審査委員会を設ける。

- 2 学位規程第8条の規定により、審査委員会は学位論文の審査及び最終試験を行う。
- 3 学位規程第10条の規定により、審査委員会は研究科委員会に学位論文、学位論文審査の要旨及び最終試験等の結果の要旨に学位を授与できるか否かの意見を添えて様式11により報告する。
- 4 学位規程第11条の規定により、研究科委員会は学位を授与すべきか否かを議決する。
- 5 学位規程第12条の規定により、研究科長は学長に様式15により報告する。
- 6 学位規程第15条の規定による手続は、3月（9月）中に完了するものとする。

第6条 博士課程に4年以上在学して、所定の単位を修得し、かつ、指導教員がその研究の指導を終了したと認められた者は、研究科委員会の承認を得て、その後の授業料の納付及び出席の免除を受けることができる。

2 前項の規定にかかわらず、大学院学則第12条に定める長期にわたる教育課程の履修を認められた者（以下「長期履修学生」という。）で、次の各号に該当し、所定の単位を修得し、かつ、指導教員がその研究の指導を終了したと認められた者は、研究科委員会の承認を得て、その後の授業料の納付及び出席の免除を受けることができる。

- (1) 博士課程に5年以上在学した者
- (2) 大学院学則第6条に定める標準修業年限に相当する授業料を納入した者

3 免除の期間は、在学年数に算入する。

第3章 論文博士学位論文取扱細則

第7条 学位規程第4条第2項の規定により、博士（薬学）（以下「論文博士」という。）の学位を申請できる者は、原則として本学専任教員又は本学薬学部研究生（在籍1年以上）で専ら研究に従事し、かつ、大学又はこれと同等と認める研究機関において、次の研究歴を有する者でなければならない。

- (1) 6年制理科大学を卒業後または理科大学の修士課程を修了後の研究歴5年以上の者
- (2) 4年制理科大学を卒業後の研究歴8年以上の者
- (3) 前号に該当しない者で研究歴11年以上の者

2 前項の大学と同等と認める研究機関は、次のとおりとする。

- (1) 薬学に関係のある国公立の研究所等の研究機関

- (2) 財団法人又は社団法人組織による薬学に関係のある研究所等の研究機関
- (3) 薬学に関係のある、十分な研究施設を有する国公立等の病院
- (4) 薬学に関係のある、十分な研究施設を有する会社
- (5) その他、研究科委員会が適当と認めた機関

3 論文博士の学位を申請する者は、研究科専任教員の推薦を得た者でなければならない。

第8条 前条により論文博士の学位を申請しようとする者は、次の書類に予備審査料を添えて学長に提出し、予備審査を受けなければならない。学位論文予備審査願の提出時期は、9月（3月）とする。

- (1) 学位論文予備審査願（様式2） 1通
- (2) 学位論文（様式4） 4部
- (3) 学位論文要旨（様式5） 17部
- (4) 論文目録（様式6） 4部
- (5) 学位論文の基礎となる報文 4部
- (6) 同上報文の共著者承諾書（様式8） 1通
- (7) 参考論文 4部
- (8) 履歴書（様式7） 1通
- (9) 戸籍抄本 1通
- (10) 最終学校卒業証明書 1通
- (11) 研究歴証明書（様式9） 1通
- (12) 推薦書（様式10） 1通
- (13) 予備審査料 50,000円（本学専任職員は免除）

2 学位論文の基礎となる報文は、査読のある学術雑誌（日本語の報文にあっては学会誌）に印刷公表されたもの又は掲載許可の証明がある原報とする。これらの報文は2報以上とし、次の要件を満たすことを原則とする。

- (1) 2報以上は第1著者であること。
- (2) (1)の1報以上は英語の報文であること。

3 共著である前項の報文には、申請者以外の共著者がその報文を学位の申請に用いたこともなく、また用いない旨の承諾書を添付しなければならない。

第9条 学長は、研究科委員会の議を経て前条の申請の受理を決定し、その予備審査を研究科委員会に付託する。

第10条 前条により予備審査を付託された研究科委員会は、予備審査委員会を設ける。

- 2 予備審査委員会の構成は、学位規程第7条の規定を準用する。
- 3 予備審査委員会は、予備審査を行い、その結果を研究科委員会に様式12により報告するものとする。
- 4 前項の報告に基づいて研究科委員会は、学位申請を受理するか否かを決定し、これを様式13により学長に報告する。この議決をするには、学位規程第11条第2項の規定を準用する。
- 5 前各項による審議は、学位論文予備審査願が提出されてから4か月以内に終了するものとする。

第11条 受理の通知を受けた申請者は、通知を受けてから1か月以内に次の書類に論文審査料を添えて、学長に提出しなければならない。

- (1) 学位申請書（様式3） 1通
- (2) 学位論文（様式4） 4部
- (3) 論文審査料
 - 本学専任職員 100,000円
 - 本学学部卒業生、本学修士課程修了者及び本学修士・博士課程退学者 100,000円
 - 上記以外の者 300,000円

第12条 学位規程第7条の規定により、研究科委員会は審査委員会を設ける。

- 2 学位規程第8条の規定により、審査委員会は学位論文の審査、最終試験及び学力の確認を行う。
- 3 学力の確認は、次の表にしたがった試問を行う。

6年制理科系大学を卒業または理科系大学の修士課程を修了した者	専攻及び関連学術に関する試問
4年制理科系大学を卒業した者	専攻及び関連学術に関する試問及び英語
上記に該当しない者	専攻及び関連学術に関する試問、英語及び基礎学力確認のための試問

- 4 学位規程第10条の規定により、審査委員会は研究科委員会に学位論文、学位論文審査の要旨、最終試験及び学力の確認の結果の要旨に学位を授与できるか否かの意見を添えて、様式14により報告する。
- 5 学位規程第11条の規定により、研究科委員会は学位を授与すべきか否かを議決する。
- 6 学位規程第12条の規定により、研究科長は学長に様式15により報告する。
- 7 学位規程第15条の規定による手続は、3月（9月）中に完了するものとする。

第4章 共通事項

第13条 博士の学位を授与された者は、学位規程第17条の規定により、当該博士の学位の授与に係る論文を公表しなければならない。

第14条 この細則の改廃は、研究科委員会及び大学院委員会の議を経て行う。

附 則

この細則は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成4年3月13日から施行する。

附 則

この細則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

1 この細則は、平成24年4月1日から施行する。

2 改正後の細則第6条第5項については、平成24年4月1日現在で大学院薬学研究科博士後期課程に在学する者にも適用する。

3 従来の薬学専攻博士後期課程を廃止するまでの第3章各条の規定の適用については、従前の細則による。

附 則

この細則は、平成25年4月1日から施行し、平成25年3月31日以前に本研究科に入学し引き続き在学する者にも適用する。

附 則

この細則は、平成25年7月1日から施行する。

附 則

1 平成24年4月1日改正附則第3項中「従来の薬学専攻博士後期課程を廃止する」とあるのは「平成24年4月1日設置の薬学専攻博士課程（4年課程）を修了した者に対する博士学位の授与を行う」とする。

2 この細則は平成25年10月1日から施行する。

別表

様式1（第2条・第4条関係） 学位論文審査願・・・学位規程別紙様式第4参照

様式2

（第8条関係） 学位論文予備審査願（A4版）

様式3（第11条関係） 学位申請書・・・学位規程別紙様式第5参照

様式4

（第2条・第4条・第8条・第11条関係） 学位論文

様式5

（第2条・第4条・第8条関係） 論文要旨

様式6（第4条・第8条関係） 論文目録・・・学位規程別紙様式第6参照

様式7（第2条・第4条・第8条関係） 履歴書・・・学位規程別紙様式第7参照

様式8

（第4条・第8条関係） 共著者承諾書（A4版）

様式9

（第8条関係） 研究歴証明書（A4版）

様式10

（第8条関係） 推薦書（A4版）

様式11

（第3条・第5条関係） 報告書A（A4版）

様式12

（第10条関係） 報告書B（A4版）

様式13

（第10条関係） 報告書C（A4版）

様式14

（第12条関係） 報告書D（A4版）

様式15

（第3条・第5条・第12条関係） 報告書E（A4版）

○ 北海道医療大学大学院長期履修規程（平成21年3月5日制定）

北海道医療大学大学院長期履修規程

平成21年3月5日
制定

（趣旨）

第1条 北海道医療大学大学院学則（以下「学則」という。）第12条の規定に基づき、長期にわたる教育課程の履修（以下「長期履修」という。）の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

（対象者）

第2条 長期履修を申し出ることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者で、標準修業年限内での修学が困難な事情にある者とする。

- （1） 職業を有し、就業している者
- （2） 家事、育児、介護等に従事している者
- （3） その他相当の事由があると認められる者

（長期履修の期間）

第3条 長期履修の期間は、学則第12条第2項に定めるところによる。

（在学期間）

第4条 長期履修を認められた者の在学期間は、学則第6条第3項に定めるところによる。

（休学期間）

第5条 長期履修を認められた者の休学期間は、学則第38条に定めるところによる。

（手続）

第6条 長期履修を希望する者は、各研究科が定める期日までに、別紙申請書（様式第1号）により当該研究科長に申し出るものとする。

2 各研究科長は、前項の申し出があったときは、研究科委員会の議を経て、長期履修を認めるものとする。

（長期履修期間の短縮・延長・取り止め）

第7条 長期履修期間の短縮、延長又は長期履修を取り止めようとする場合は、各研究科が定める期日までに、別紙申請書（様式第2号）により当該研究科長に申し出るものとする。

2 各研究科長は、前項の申し出があったときは、研究科委員会の議を経て、その可否を決定するものとする。

（授業料）

第8条 長期履修を認められた者に係る授業料は、学則第45条に定めるところによる。

（学則の準用等）

第9条 この規程に定めるもののほか、学則を準用する。また、その他長期履修に関し必要な事項は各研究科において定めるものとする。

（改廃）

第10条 この規程の改廃は、大学院委員会の議を経て、学長が決定する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行し、平成21年度入学生から適用する。

様式第1号

（第6条関係）

様式第2号

（第7条関係）

V. 各種様式

<様式>

- ・履修届
 - ・履修変更届
 - ・中間発表会申込書
 - ・研究発表会申込書(様式9)
 - ・学位論文審査願(様式1)
 - ・論文目録(様式6)
 - ・報文の共著者承諾書(様式8)
 - ・履歴書(様式7)
-

大学院薬学研究科 博士課程 履修届

提出日： 令和 年 月 日

所属研究分野		指導教員	印
学生番号		氏名	印

☆:必修科目

【医療薬学基盤科目】				【基盤研究科目】			
授業科目	年次	単位数	履修	授業科目	年次	単位数	履修
医薬品開発特論Ⅰ	1~2	2		実験計画演習	☆1	2	○
医薬品開発特論Ⅱ	1~2	2		情報処理演習	☆1	2	○
臨床薬理学特論	1~2	2		基盤研究総合実習	1	2	
生体機能解析学特論	1~2	2					
食品機能解析学特論	1~2	2					
				【課題研究】			
予防医療学特論	1~2	2		課題研究	☆1~4	10	○
ゲノム解析学特論	1~2	2					
感染症学特論	1~2	2					
				【専門薬剤師科目】			
薬動学特論	1~2	2		専門薬剤師特別講義	1~4	2	
薬物分析化学特論	1~2	2					
医薬品作用学特論	1~2	2					
臨床薬物動態学特論	1~2	2					
薬剤疫学特論	1~2	2					
漢方薬学特論	1~2	2					

履修単位数合計 単位

【医療薬学応用科目】			
授業科目	年次	単位数	履修
画像診断学特論	3~4	2	
臨床診断学特論	3~4	2	
病態解析学特論	3~4	2	
地域医療実践学特論	3~4	2	
環境感染学特論	3~4	2	
医薬品情報演習	3~4	1	
EBM実践演習	3~4	1	
TDM実践演習	3~4	1	
薬物相互作用解析演習	3~4	1	
臨床薬学総合実習	2~4	4	

- 履修を希望する科目の「履修」欄に○をつけること。
- 履修単位数合計が30単位以上になるように科目を選択し、合計欄に記入すること

※必修科目14単位(基盤研究科目4単位、課題研究10単位)及び選択科目16単位以上(医療薬学基盤科目10単位以上、医療薬学応用科目6単位以上)の合計30単位以上修得し、必要な研究指導を受け、学位論文の審査および最終試験に合格すること。

大学院薬学研究科 博士課程 履修変更届

提出日： 令和 年 月 日

所属研究分野		指導教員	印
学生番号		氏 名	印

以下の科目について、変更したく、届け出ます。

1. 新規に履修を希望する科目

科目名：
科目名：
科目名：

2. 履修取り止めを希望する科目

科目名：
科目名：
科目名：

令和 年 月 日

中間発表（報告）会申込書

薬学研究科長 殿

研究分野：

指導教員：

印

氏名：

印

このたび薬学研究科（博士課程）中間発表（報告）会で下記題目により発表いたしたく、研究発表要旨を添えて申し込めます。

研究テーマ：

要旨（50字程度）：

様式9

令和 年 月 日

研究発表会申込書

薬学研究科長 殿

研究分野：

指導教員：

氏 名：

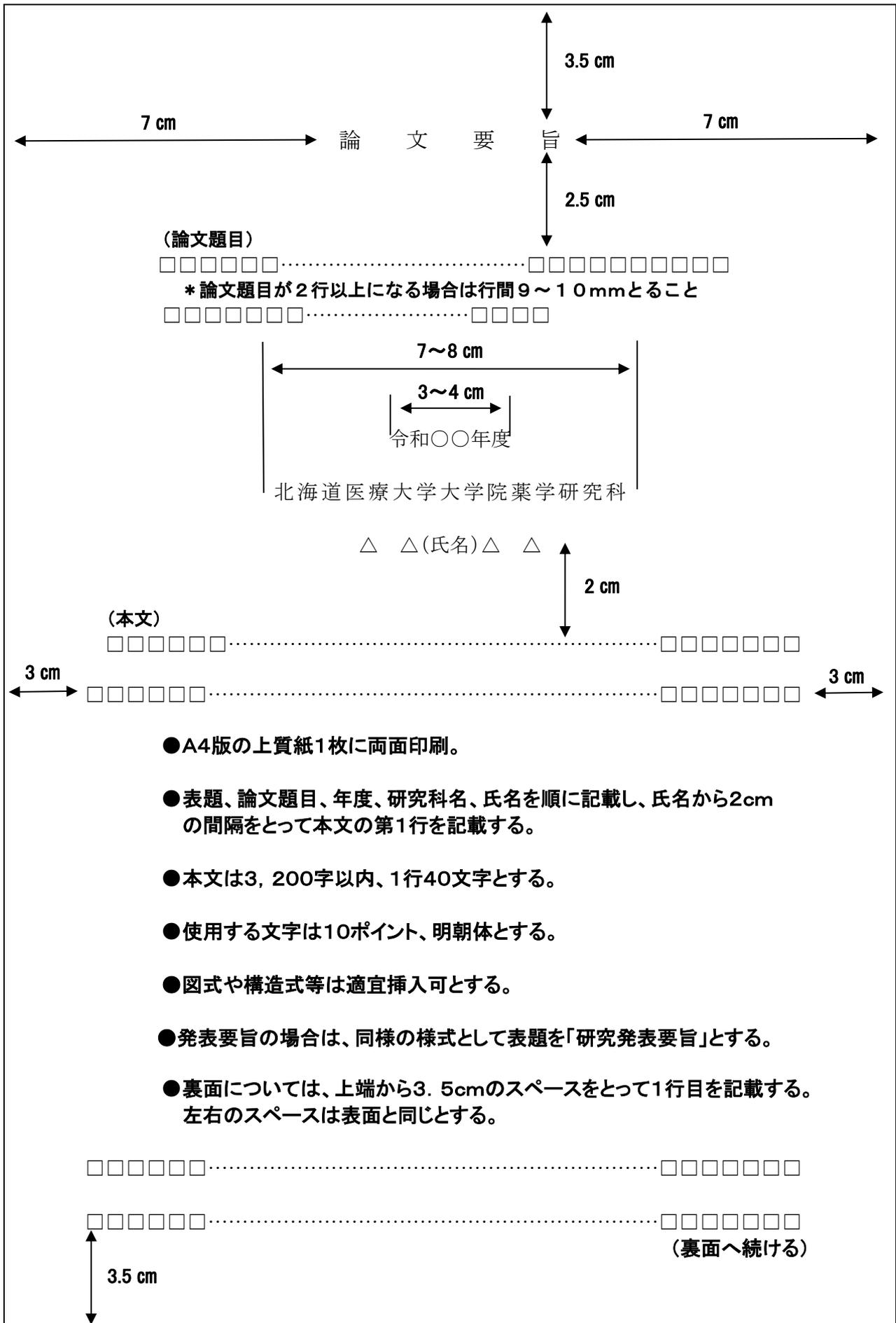
印

印

このたび薬学研究科（博士課程）研究発表会で下記題目により発表いたしたく、
研究発表要旨を添えて申し込みます。

学位論文の題目：

薬学研究科 博士「論文要旨」の作成について



様式1

学 位 論 文 審 査 願

令和 年 月 日

北海道医療大学長 殿

入 学 年

研究分野

氏 名

印

このたび、博士（薬学）の学位を受けたく下記題目の学位論文に論文要旨、論文目録、履歴書（及び論文審査料50,000円）を添えて提出しますので、審査くださるようお願いいたします。

記

学位論文の題目

論 文 目 録

氏 名

印

博 士 論 文

1 題 目

2 公表の方法、時期

~~3 冊 数~~

学位論文の基礎となる報文

参考論文

様式8

承 諾 書

令和 年 月 日

北海道医療大学長 殿

共著者氏名 : 印

学位申請者 が下記論文（複数名でも可）を学位論文の一部として使用することを承諾します。

記

著者名（全員） :

論文題目 :

雑誌名（年、号、ページ）

以上

※共著者名、論文題名は複数記載することも可とします。

履 歴 書	
氏 名	(性別 男 女)
	昭和・平成 年 月 日生
本 籍	
現 住 所	
学 歴	
職 歴	
研 究 歴	
賞 罰	
<p>上記のとおり相違ありません。</p> <p style="text-align: center;">令和 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">氏 名 印</p>	

備考：学歴は高等学校(又は旧制中学校)卒業以後について、年次順に記載すること。